

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2022年 4月 / 日			
年会費名	総合社会福祉研究所 2021年度会費のうち2022年4月～6月分			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する ◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表 ◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2428 円	2021年度会費（うち22年4月～6月分）+手数料×3 / 12	/
	合計 2428 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今般最大の転機を迎えています。ことに国民の民主的な運動によって実現させてきた社会福祉制度の原則や権利性が根本的に覆われようとしています。

政府、財界が「戦後政治の総決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これからの社会福祉を、公的な制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買っシステムに再編しようとするものとして、社会福祉への公的責任の放棄にほかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、様ざまな規制や労働条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまわれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めます。社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を促進させ、いのちとくらしを支える事業を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀に向けての社会福祉の未来をきりひろく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的な力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業財団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を展開してきています。そして、それらを飛躍的に発展させるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたしました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってつみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保険、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係る労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動を進めなければなりません。そして、何よりも社会福祉に関心をもちすすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が果たされるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開する新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。
(1988年5月8日採択)

規 約

第1章 総 則

第1条 (名称) この研究所は、総合社会福祉研究所という。
第2条 (事務所) この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的) この研究所は、すべての人びとのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。
第4条 (事業) この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集。

2. 研究の成果を広く普及するための教育・学芸活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第5条 (会員) この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条 (入会) 会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならぬ。
第7条 (会費) 会員は、總會において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。
第2条。会費は、会費を1年を越えて滞り続いた場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条 (退会) 会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第9条 (役員) この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上30名以内 (うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。)
2. 監事 2名

第10条 (役員) 理事の選出 理事および監事は、正会員のうちから總會において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事會において互選する。

第11条 (任期及び補欠) 役員は、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第12条 (代理) 理事は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条 (副理事長) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条 (常務理事) 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条 (常任理事) 常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事會を構成し、所務の執行を推進する。

第16条 (理事) 理事は、所務の執行を決定する。

第17条 (監事) 監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事會及び總會に報告する。

第18条 (會議) この研究所の會議は、總會、理事會、常任理事會とし、總會は通常總會及び臨時總會とする。

第19条 (構成) 總會は、正会員をもつて構成する。

2. 理事會は理事をもつて構成する。

3. 常任理事會は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもつて構成する。ただし、これらの常任理事會構成メンバーは、理事會の3分の1を超えてはならない。

第20条 (権能) 總會は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①事業計画及び収支予算②事業報告及び収支決算③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事會は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①總會の議決した事項の執行に關する②總會に付議すべき事項③その他、總會の議決を要しない所務の執行に關する事項

3. 常任理事會は、理事會の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条 (任期) 通常總會は会期(2年間)ごとの開催とし、理事長が召集する。

2. 臨時總會は、理事會が必要と認められたとき、または正会員の5分の1以上から會議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が召集する。

3. 理事会は、理事長が随時招集する。
 4. 常任理事会は、理事長が随時招集する。
- 第22条（定足数）会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出しし者は会議に出席したものとみなすことができる。
- 第23条（議決）議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長が決することとする。

第6章 会 計

- 第24条（経費）この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 第25条（予算及び決算）この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。
- 第26条（会計年度）この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会

- 第27条（事務局）この研究所の所務を処理するために事務局をおく。
2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。
4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。
- 第28条（専門委員会及び研究部会）この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名譽理事

- 第29条（名譽理事）研究所に名譽理事をおくことができる。
1. 名譽理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。
 2. 任命の報告を総会に行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

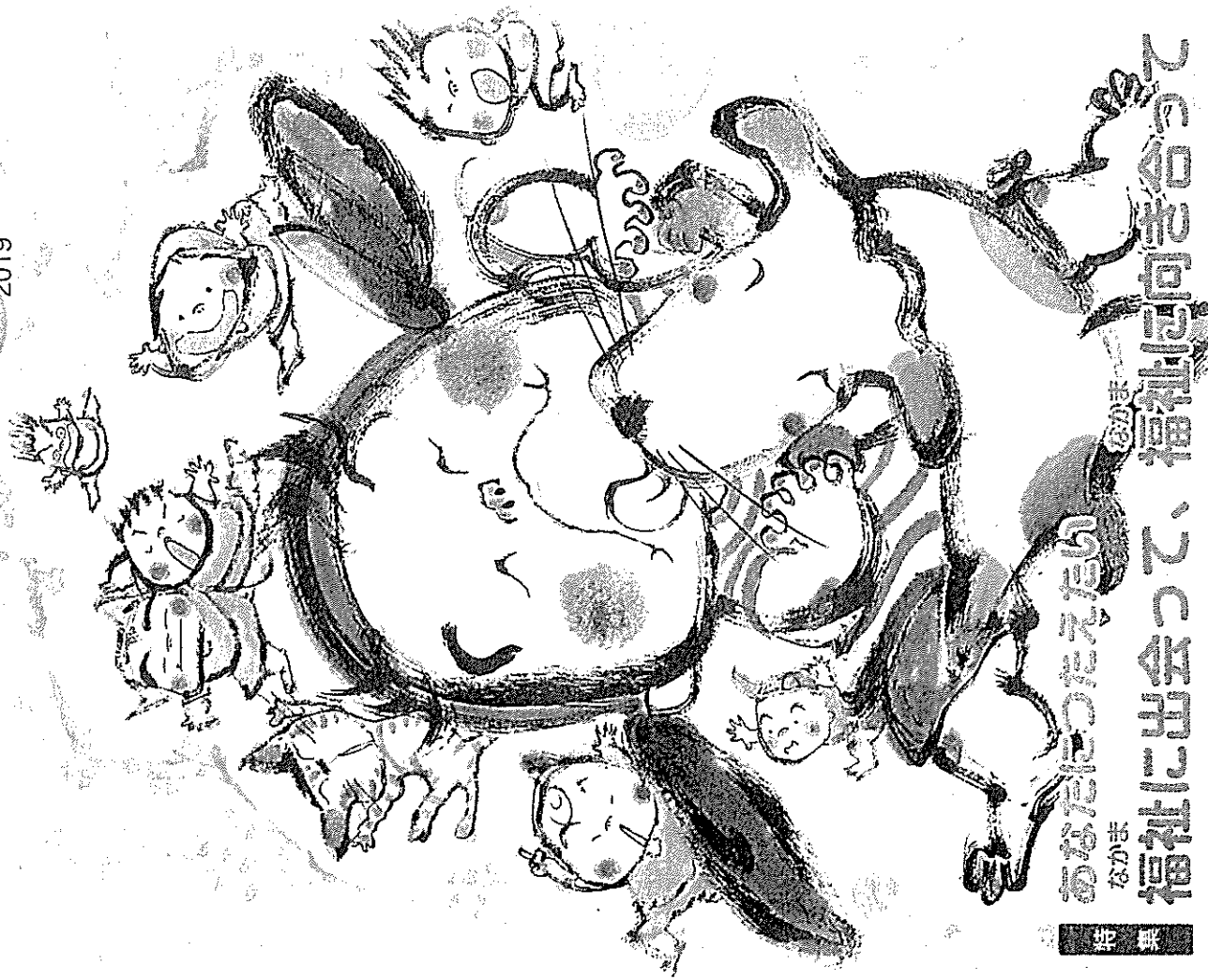
- 第30条（規約の変更）この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。
- 第31条（解散）この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附 則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。
2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。
4. この規約は、1988年5月8日より施行する。
- (2) この規約は、1990年6月8日に一部改正した。
- (3) この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。
- (4) この規約は、2006年6月17日に一部改正した。
- (5) この規約は、2008年8月30日に一部改正した。
- (6) この規約は、2011年8月27日に一部改正した。

福祉のひろば 4

2019



あなたにたえたい
なかま

福社に出会って、福祉に向き合って

社 界

編集 総社会福祉研究所

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 山村 幸徳

年 月 日	2022年4月15日 代				
政務活動先	政府要望 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省)				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁 (衆議院会館と参議院会館でおこなうレクチャーの方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	別紙				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都ー東京 (往復)	27490 円	5
	京都	近鉄	奈良ー京都	640 円	6
	国会議事堂	東京メトロ	東京ー国会議事堂	170 円	6
	東京	東京メトロ	国会議事堂ー東京	170 円	6
	奈良	近鉄	京都ー奈良	640 円	6
		合計 29110 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：各省庁宛要望書				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

上京し、政府省庁要望をおこない、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省に国政に係る県民の願いを届け、実現を求めるとともに、いくつかの事項について確認しました。政府各省庁の見解やたまたした結果は、議会での質問など県政上の議論に反映していきます。



コロナ過でご苦労されている医療関係者や、事業者、子育て中のお母さんの切実な要望を届けました。医療従事者のPCR検査の公費負担化、保健所の職員増など体制強化、看護師などエッセンシャルワーカーの処遇改善、保険薬局の調剤費の無料定額診療の適用、こどもと障がい者の医療費の窓口負担の無料化、国民健康保険の県単位化によって県が市町村独自策を認めない問題で、市町村の取り組みを認めることなど、実態を伝え改善をもとめました。雇用調整助成金や小学校休業対応補助金は、奈良県が蔓延防止等重点措置を適用していないことから、金額に差があり、特例が受けられません。全国一律での実施をもとめました。

また、平群町のメガソーラー問題では業者の不誠実な実態と県行政の対応についても、法に基づいて厳しい対応を求めました。

京奈和自動車道大和北道路のトンネル工事について、東京外環道路の陥没事故を受けて地下40メートルのトンネル工事の危険性が明らかとなったことから、地盤調査や情報の開示をもとめるとともに、地下水の文化財への影響、整備効果が認められないことなどから、計画の見直しを求めました。

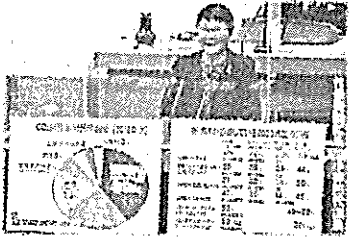
このほか、奈良監獄の保存活用についての現状、保存管理計画の策定、県が計画している2000メートル滑走路についても認識をたしました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
					会派・議員名 山村 幸徳
年 月 日	2022年5月10日				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月 (NO. 118) (11800 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (107100 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11700 枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会(予算議会)の提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した(すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・ 磯城郡で県がすすめていた大和平野中央プロジェクト事業に、突然、知事が国家戦略特区スーパーシティ構想をかぶせてきたことで、県民的計画が国家戦略に変質し、住民の個人情報企業が流れ、住民が議会やまちづくりの諸決定に加われない「地方自治の破壊」につながる恐れがある。専門家を講師に住民学習会に取り組み、議会での論戦を知らせた。 ・ 不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナウイルス感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案組み替え提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	82467 円	(@2.8 円) 107100 枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4	15
	印刷代	関西共同印刷所	71500 円	11800 枚分 × 1/4	16
	合計 153967 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月号 (No.118)				

注 発行した広報紙を添付してください。

住民自治を守り、民主主義に基づくまちづくり推進を



小倉議員 住民自治の重要性を強調

小倉議員は、住民自治の重要性を強調し、民主主義に基づくまちづくりの推進を訴えた。住民自治は、地域の課題を住民自身が解決していくための基盤であり、行政の透明性と責任の所在を明確にする上で不可欠である。また、住民自治は、地域の活性化や防災・減災にも大きく貢献している。住民自治を守り、民主主義に基づくまちづくりを推進していく必要があると述べた。

住民不在のスーパーシティ構想は見直しを

小倉議員は、住民不在のスーパーシティ構想について、見直しを強く求めた。住民の意見を十分に聴き取らずに、行政主導で進めようとする構想は、民主主義の原則に反している。住民自治を尊重し、住民の参加を促すようなまちづくりを進めるべきだと述べた。

ただちに戦争をやめよ！ ロシアによるウクライナ侵略に抗議



全会一致で非難決議を採択

（上野） 抗議行動を行う。（中野） 市民団体の呼びかけにより、市民の参加が非常に多い。

ロシアによるウクライナ侵略は、国際法を大きく破る行為であり、世界に大きな衝撃を与えている。日本共産党は、ただちに戦争をやめよと強く訴えている。また、ロシアの侵略行為に対する国際社会からの非難決議を採択し、ロシアの侵略行為を強く非難した。

日本共産党 奈良県議会だより

2022年 4月 NO.118

日本共産党奈良県委員会

編集長 小倉 隆夫

発行所 日本共産党奈良県委員会

〒740-0292 奈良県奈良市大和通1-1-1

TEL 074-342-1111 FAX 074-342-1112

ホームページ naraku-jcp.com

日本共産党県団が16回目の申し入れ

コロナ感染症第6波一事態を深刻に受け止めた対応を

日本共産党奈良県委員会は、新型コロナウイルス感染症の第6波が到来するに当たって、県に対して16回目の申し入れを行った。県は、感染拡大防止のため、緊急事態宣言を発令し、外出自粛を要請している。しかし、県民の生活に大きな影響を与えている。県は、感染拡大防止と生活の両立を図るための具体的な対策を講じてほしいと訴えている。

共産党県団が予算組み替え提案

△多岐にわたる施策の推進

県民生活の向上と地域活性化を図るため、予算の組み替えを提案している。提案した主な事業は以下の通りである。

【見直しを求める主な事業】

- ◆大企業向け企業立地補助金（10億円）
- ◆NAFICを核とした若い創出事業（2.6億円）
- ◆大立山まつり（5400万円）
- ◆宇城宮の復興事業（1.5億円）
- ◆奈良和自動車大和支店跡（28.3億円）

【提案した主な事業】

- ◆子ども医療費と福祉課の窓口負担なし（5億円）
- ◆大学生への給付型奨学金創設（1.2億円）
- ◆後期高齢者医療費助成の軽減（1億円）
- ◆国民健康保険の窓口負担軽減（1億円）
- ◆介護保険の利用率向上（2億円）
- ◆学校給食地産地消推進（1億円）
- ◆高齢者ニューホーム事業（1億円）
- ◆住宅リフォーム助成制度（1億円）
- ◆コロナで影響を受けた中小事業への事業支援（5000万円）
- ◆小学校3年までの35人学級実現（教員10人、8000万円）
- ◆生涯学習学芸資料館創設（5000万円）

平群町でのメガソーラー開発の違法性を追求

違法な盛り土の上に更なる盛り土は許されない

山村さちほ議員 不適切な事態を正す県の指導求める

平群町でのメガソーラー開発に際して、違法な盛り土が行われていることが明らかになった。山村さちほ議員は、この違法性を追求し、県に対して指導を求める。違法な盛り土は、地盤の安定性を損ない、住民の安全を脅かしている。県は、違法な盛り土を止め、適切な指導を行うべきだと訴えている。

今井光子議員が討論

県民の命を守り、安心して暮らせる県予算に

知事お礼の基に、いかにどの県の命をばかっている？

- ★なら歴史芸術文化村整備（総事業費99.5億円）
- ★奈良県自動車道大和北道路整備（2900億円＝公共事業1730億円・有料道路事業1170億円）
- ★紀伊半島アンカーロード整備（6道路、1179億円）
- ★奈良県インターチェンジアクセスと交通結節点強化事業（418億円）
- ★奈良県公営電力向上プロジェクト・高橋水庁団塊（75億円）
- ★平群町等防災公園整備促進（2事業、101億円）
- ★リニア中央新幹線-関西国際空港連絡線建設（約1000m、1900億円程度）
- ★大和県民会館防災拠点整備・2000㎡防災施設（720億円）

すでに採られた事業も含まれますが、重要を絞る大型プロジェクトが目白押しです。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 <u>山村 幸穂</u>				
年 月 日	2022年5月11日			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) 2022年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円	18
備考	特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協定会員

昭和23年	2月12日	総会	議決
昭和23年	8月5日	改	正
昭和24年	3月5日	一部	改正
昭和28年	2月7日	全面	改正
昭和29年	2月26日	一部	改正
昭和30年	8月25日	一部	改正
昭和31年	2月26日	一部	改正
昭和34年	10月1日	一部	改正
昭和39年	4月24日	一部	改正
昭和45年	5月22日	一部	改正
昭和50年	5月13日	一部	改正
昭和51年	5月27日	一部	改正
平成4年	3月25日	一部	改正
平成8年	3月19日	一部	改正
平成8年	4月1日	一部	改正
平成9年	3月19日	全部	改正
平成17年	4月1日	一部	改正
平成18年	3月17日	一部	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、懇談会、大会等の実施
 - (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
 - (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
 - (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
 - (5) 統計功労者の表彰
 - (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村(正会員)並びにこの会の趣旨に賛同するもの(特別会員)をもって組織する。

2 特別会員に關し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。
副会長は、奈良県統計主管部(室)長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

監事は、理事の互選によつて定める。

(役員の仕事)

- 第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 理事長は、常時会務を掌理し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に當る。
- 監事は、この会の会計を監査する。
- 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

- 2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

- 第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。
- 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。
- 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できないう当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。
2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、補助金、寄附金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第28条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催を

もってこれに代えることができる。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で開催を決議したとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
- (3) 会長が特に必要と認めるとき。

(総会の附随事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

2 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会費が必要と認められたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
- (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び附則の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 基金に附随する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附随事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認められた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議長は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9章 補則

(委 任)

第29条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

- 附 則 昭和28年2月7日から施行する。
- 附 則 (第8条・第9条：第10条、昭和31年5月29日一部改正)
- この会則は、昭和31年5月29日から施行する。
- 附 則 (第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正)
- この会則は、昭和34年10月1日から施行する。
- 附 則 (第4条、昭和39年4月24日一部改正)
- この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 附 則 (第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正)
- この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
- 附 則 (第9条、平成4年3月25日一部改正)
- この会則は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則 (第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正)
- この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 附 則 (第8条、平成8年4月1日一部改正)
- この会則は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成9年3月19日全部改正)
- この会則は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成17年4月1日一部改正)
- この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成18年3月17日一部改正)
- この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和郡山市 天理市 橿原市 五條市 御所市 香芝市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

令和4年度 奈良県統計協会事業計画

○理事会の開催

令和3年度事業報告及び決算、並びに令和5年度事業計画(案)及び予算(案)を審議する理事会を開催します。

○特別会員の募集

統計思想の普及向上と統計の活用を進めるため、特別会員の加入の促進を図ります。

年会費 1口 20,000円

統計レポートをはじめ当協会発行の刊行物を配付します。

○統計研究活動等への助成

- 1 市、郡統計協会への助成
 - ・各統計協会の支部活動事業を促進するため、支部運営補助金を交付します。
- 2 統計団体への助成
 - ・統計教育の普及振興を推進するため、奈良県統計・情報教育研究会に対し、研究活動費の一部を助成します。
 - ・統計調査を円滑に推進するため、統計団体に対し、活動費の一部を助成します。

○統計書の発行

- 1 統計の普及と活用を図るため、広く一般県民に「奈良県統計年鑑」及び「100の指標からみた奈良県勢」等の統計資料を提供します。
販売図書については希望者に販売します。
- 2 (一般財団法人)日本統計協会が発行された優良図書を市町村、特別会員等に斡旋します。

○奈良県民手帳の発行

2023年版(令和5年版)奈良県民手帳を発行します。

作成冊数 11,000冊
頒布価格 1冊600円

○統計レポートの発行

当協会の機関誌「統計レポート」を年2回発行し、関係機関等に配付します。

○奈良県統計功労者表彰式の実施

令和4年度統計功労者として表彰される統計調査員、事業所等に対する各府省大臣表彰をはじめ奈良県統計功労者表彰等の表彰式を奈良県との共催で行います。

日時 令和4年12月(予定)
場所 奈良市内(予定)

○奈良県統計グラフコンクール及び展示会の開催

統計思想の普及と統計の表現技術の向上を図ることを目的として広く県民から統計グラフを募集し、奈良県統計グラフコンクールを実施します。また、優秀作品は全国コンクールに出品するとともに、県庁屋上ギャラリー等において入賞作品の展示会を開催します。

○統計担当者研修の実施

統計思考力の向上を目的として、奈良県統計協会支部職員を対象とする研修を実施します。

奈良県統計協会では次の統計刊行物を販売しております。

▶統計刊行物

- ・2022年版奈良県民手帳(600円)
- ・100の指標からみた奈良県勢(500円)
平成24～令和元年版 B6版
令和2～3年版 A5版
- ・奈良県統計年鑑(3200円)
平成12～令和2年度

▶ご購入

FAXまたはお電話でお申し込みください。FAX 0742-27-0615 / TEL 0742-27-8439
郵送(送料実費負担)または県庁での受け取りとなります。

統計レポート

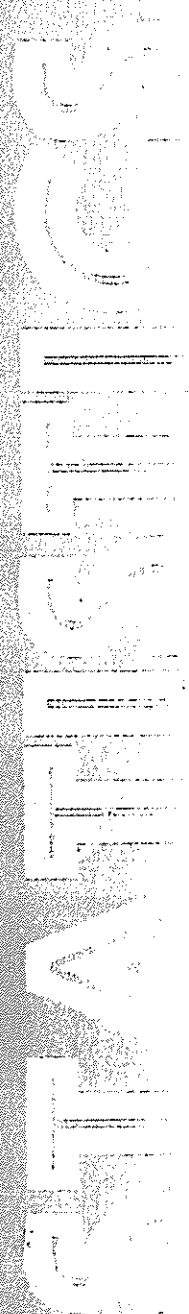
寄稿

「国勢調査2020」の結果を詳しくみる②
—奈良県の年齢別の人口流出入（5年前と比較）—

特集

- (1) 奈良県年齢別推計人口（令和3年10月1日現在）の概要
- (2) 令和3年10月1日における奈良県推計人口（年報）の概要
—1年間の人口移動状況—
- (3) 「奈良スタートイベント」について
—令和3年度奈良スタートイベント（統計活用事例発表会）開催報告—
- (4) 奈良県の家計収支、所得及び資産・負債の状況
—2019年全国家計構造調査 奈良県の概要—
- (5) 奈良県製造業の動向について
—令和3年奈良県鉱工業指数から—
- (6) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
—令和3年度学校基本調査の結果から—

奈良県統計協会



政務活動記録簿 (年会費負担)				
			会派・議員名 山村 幸穂	
年 月 日	2022年5月11日			
年会費名	建設政策研究所2022年度会費			
相手方	特定非営利活動法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2828 円	11000 円 + 振替手数料 313 円 = 11313 ÷ 4 (4人で分担) = 2828 円	19
	合計 2828 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 建設政策研究所

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コーポ前川1F北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区船場町1丁目1-1谷町秋田ビル501号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境被害を起さない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人材の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。

但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費(会計年度途中入会会員を含む)を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、また会員である団体が解散したとき
 - (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
 - (4) 定款に違反したとき
- 2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(提出商品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の提出商品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことがで
- きる。
- 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定め
- て報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく
- 補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は
- 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを
- 総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、
- 若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日
- 後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補充のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は理
- 任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解

任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与

えなければならぬ。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(専務局及び職員)

第17条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第5章 顧問

(顧問)

第18条 この法人は顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問に關する必要な事項は、理事会で定める。
- 4 顧問は理事会における議決権を有しない。

第6章 総会

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 決算報告 (8) 委員会の新規設置
- (2) 事業報告 (9) 会費の金額
- (3) 監査報告 (10) 定款の変更
- (4) 中期計画及びその変更 (11) 解散
- (5) 事業計画及びその変更 (12) 合併
- (6) 予算計画及びその変更 (13) その他運営に關する重要事項
- (7) 役員を選出及び解任

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場面に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招
- 集の請求があったとき。

- (3) 第14条第5項第4号の既定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、第20条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第20条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会場の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第23条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。
2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1団体1名と数える。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の既定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の既定により表決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第24条第2号(継承数)及び第37条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)。
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の内容及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその全議において選任された議事録署名人3人以上が署名、

押印しなければならない。

第7章 理事会等

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第29条 理事会の決定を実施するため、運営会議を設けることができる。

- 2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び専務副理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。
3 運営会議は本条第1項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第30条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設けることができる。

- 2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。
3 各委員会の委員長は委員の互選とする。
4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。
(1) 編集・出版物の編集、発行、印刷、出版物の編集、発行、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、発行、印刷、出版物の編集、発行、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、発行、印刷、出版物の編集、発行、研究成果の取りまとめとその出版。
(2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会(プロジェクトチーム)の構成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネジメントを行う。

(研究会)

第31条 必要に応じて、第29条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会(プロジェクトチーム)を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第32条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

- 2 研究会に関する事項は別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 金費
- (3) 寄付金品
- (4) 研究及び事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を越えるものとする。

- 2 前項の既定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を越えて、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を越えなければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を越えなければならない。

- 2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかるとする事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(総則)

第43条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に随う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

- 2 この定款が既定する以外の事項は理事会が決議し、総会の事後承認を得ることとする。

附則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理事	椎名 恒
副理事長	荒井 泰男	同	関口 俣雄

同	江澤	和治	同	田中	政広
同	大塚	紀華	同	谷野	浩
同	坂庭	國晴	同	樫原	信介
同	清水	謙一	同	筒井	等
専務理事	辻村	定次	同	福嶋	突
理事	荒川	隆男	同	古澤	一雄
同	今井	拓	同	丸山	信二
同	後藤	英輝	同	三橋	正廣
理事	山田	規世			
監事	森見	勝治	同	藤好	重壽

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の既定にかかわらず、成立の日から2005年12月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第37条の既定にかかわらず、成立の日から2005年10月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 1口 1万円
- (2) 個人会員 1口 5千円
- (3) 賛助会員 1口 5万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009年7月2日一部変更

10. 2020年3月27日一部変更

建設 政策

—特集—

岸田政権下の建設産業 政策の動向

5 2022
No.203

- ◇ 韓国建設労働者の雇用改善における核心的課題の推進状況
- ◇ 森林環境税の「使い残し」に潜む2つの問題と労働からの再生について
- ◇ 担い手確保を後押しする公契約条例のさらなる改善と発展に向けて～建設政策研究所「川崎市公契約条例調査」より～



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
			会派・議員名 山村 幸徳		
年 月 日	2022年6月10日				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2022年4、5月号 (46350 枚)				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込 (43350 枚)、街頭配布・ポスティング等 (3000 枚)				
発行目的	2月定例県議会での一般質問、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月県議会における一般質問の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・ リニア中央新幹線計画における「奈良市付近駅」計画に固執し、関連する県内大型プロジェクトをつくり、県民に巨額の新たな負担を強いるよう提案する知事に、そもそも見通しのないリニア新幹線構想から脱却し、県民の暮らし、福祉を充実するよう求めた。当初予算案の審議にあたり、予算の組み替え提案をおこない、少ない歳出の確保でこれだけの県民本位の施策が実現できると示した。 ・ コロナ禍の拡大のもと、16次にわたるコロナ対策推進の具体的な提案をおこなった。 ・ 意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	209000 円	46350 枚分	32
	新聞折込代	奈良産経企画	133518 円	@2.8 円×43350 枚×1.1 (消費税)	31
		合計 342518 円 (すべて政務活動、100%充当)			
備考	添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2022年4、5月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

山村さちほです

山村さちほの県議会だより

日本共産党奈良県議員団

奈良市登大路町30奈良県議会内

tel 0742-27-5291

fax 0742-27-1492

e-mail naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp



訪問をお待ちしています

山口さちほのプロフ

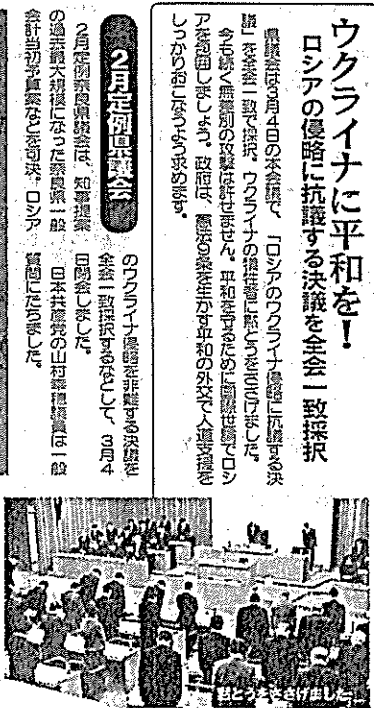
山口さちほ

奈良

お元気ですか
コロナ禍で生活が苦しい...
お元気ですか
山口さちほ

見通しのないリニア誘致やめよ
知事は、リニア新幹線の誘致...

見通しのないリニア誘致やめよ
誘致活動をやめよ
誘致活動をやめよ



見通しのないリニア誘致やめよ

第16次コロナ対策に関する申し入れ
県議会として、第16次の新型コロナ...

障がい者のグループホーム再編計画に反対する
奈良県集会所のとりくみ
政府は、総合支援法施行3年後...

日本共産党奈良県議員団・予算の組み換えを提案
リニア新幹線誘致より
県民の命を優先し庶民の福祉を

「コロナ対策 高齢者のいのちを守れ
高齢者のいのちを守れ
高齢者のいのちを守れ

中小事業者の営業を守れ
長引くコロナで「これ以上続けばつらくなる」...

保育士・幼稚園教諭・学童保育指導員
への処遇改善を促すための職員へ実施を！

原いのあるところ
どこへでも
心を届けるボランティア

日本共産党が提案した、食料給付
引上げを求める意見書が、全会一致
で採択されました。

政務活動記録簿 (県外・県内視察)					
会派・議員名 山村 幸穂					
年 月 日	2022年8月4日、5日				
政務活動先	和歌山県(白浜空港、若者の引きこもり支援施設「創」)行政視察				
政務活動の目的	大災害の際、防災拠点施設となる白浜空港と若者の引きこもり支援施設を視察し、それぞれの運営上の課題や問題などを聞き取り、奈良県政に活かすため				
相手方	白浜空港、若者の引きこもり支援施設「創(はじめ)カフェ 説明に共産党和歌山県議団の協力を得た				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	別紙、報告を添付				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費	10500 円	内訳:ドリーイン和歌山、宿泊費 13466円のうち出張経費基準分を 充当		47
	会費	円	内訳:		
合計	10500 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料:視察報告、視察要綱				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

奈良県議団(5名) 和歌山県内視察日程 案

和歌山県議団 高田由一

●8月4日(木) 高田県議同行

(昼食場所 未定、ご希望があれば...)

午後1時30分～ 南紀白浜空港内 スカイルーム会議室にて
県営南紀白浜空港の管理、運営について
管理会社 南紀白浜エアポート 岡田信一郎社長

午後2時30分～ 南紀白浜空港および旧空港の広域防災拠点としての活用について
県災害対策課より説明

午後3時30分 終了予定

和歌山市内 宿泊所へ

●8月5日(金) 奥村県議同行

午前10時～ 若者の引きこもり支援に取り組む一歩会 創カブフェにて懇談会
紀の川市粉河853-3

(懇談後、昼食の後、帰路へ)

和歌山県(白浜空港、若者の引きこもり支援施設) 行政視察 報告

県会議員 山村 幸徳

- 日程：2022年8月4日、5日
- 視察場所：和歌山県白浜空港で大規模災害で大規模災害に対処する防災指定施設の運営や課題、通常業務を視察。若者の引きこもり支援施設（創はじめカフェ）で運営上の特徴、課題について説明をうけた
- メンバー：共産党奈良県会議員 山村幸徳、今井光子、太田敦の各議員。共産党和歌山県議団の協力を得た

和歌山県白浜空港を視察

白浜空港は、2000メートルの滑走路があり、南海トラフの大震災でも津波の心配がない高台にあります。大規模な防災訓練もされています。

空港としては、一日3便しか飛ばないので赤字経営です。安全に飛行するためには、滑走路のメンテナンスなどで、年間5億円程度の維持管理費用がかかること。毎年、和歌山県が3億円の赤字補てんをしています。

奈良県知事は、南海トラフなどの大災害の教訓のために五條市に2000メートル滑走路の建設計画を進めています。防災局以外には、どのように活用するかと聞いてもこれからは考えられない。維持管理費用も含めるとどれだけのお金がかかるかわかりません。空港としての活用で採算がとれるとは考えられません。720億円程度の建設費用が見積もられていますが、全くのムダ遣いと言われかねません。

災害対策なら、今ある白浜空港の活用こそ合理的です。奈良県のあまりの無謀な計画に、空港社のみならずも驚かれました。改めて、無駄をやめよと強く求めていきたいと思われました。



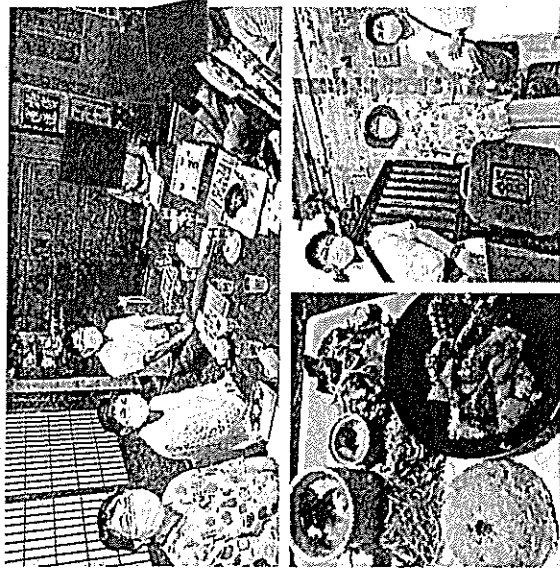
若者の引きこもり支援施設 和歌山県の社会福祉法人「麦の郷」のハートフルハウス創（はじめ）

昨日に続いて、和歌山県で視察。今日は農村県議のご案内で、社会福祉法人「麦の郷」が運営するハートフルハウス創（はじめ）に、伺いました。

大正時代に建築された古民家（有形文化財）を活用して、ひきこもりサポート事業に取り組んでおられます。相談・訪問、くつろげる居場所、やりたいことを自分たちで企画して活動する自治活動、就労支援事業としてカフェの運営など、多彩な活動がされています。

訓練の場ではなく、自分たちが居たい場所を共同で作っていくことを大膽にして、やりたいことを自由にできる場になっています。

障害のある人が学びたいことを学ぶ生涯学習事業として、地域の皆さんの協力で「夢・やりたいこと実現ゼンター」で、137もの多様な講座を開催。やりたいと思ったことを何でも勉強できるように、地域の力が講師になって教えてくれます。すごい、本当に楽しそうです。当夢者の皆さんも、サポートで働く皆さんも、いきいきとして、とてもハワフルで、刺激を受けました。



第11号様式の5 (第5条関係)

<p style="text-align: center;">政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 山村 幸徳</p>					
年月日	2022年9月14日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月 (NO. 119) (119200枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (106200枚)、駅頭配布等 (13000枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問・一般質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・ 引き続きコロナの感染拡大と原油価格の高騰をうけた物価高騰に対応し、県政生活と健康を守る対策を求め、要望書を提出。数点の対策提案をおこなった。また、委員会での論戦を知らせた。 ・ 反社会的なカルト集団である旧統一協会と地方の政治、政治家の関係を追求し、結果的に統一協会の行動にお墨付きを与えることになっていることの責任を追及した。国会議員はもとより県議、市議も参画していることがわかっている。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	81774円	(@2.8円) 106200枚分 × 1.1 (消費税) × 1/4	66
	印刷代	関西共同印刷所	69850円	119200枚分 × 1/4	69
	合計 151624円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月号 (No.119)				

注 発行した広報紙を添付してください。

新型コロナの感染拡大・異常な物価高騰から 県民のいのち・暮らし、中小事業者の生業を守れ



新型コロナウイルスの感染拡大が止まず、第7波の波打ちは、県民のいのち・暮らしに大きな影響を及ぼしている。県民のいのち・暮らしを守り、中小事業者の生業を守るために、日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

日本共産党 奈良県議会だより
2022年 8月 NO.119
日本共産党奈良県議会議員団

編集長 山田 隆子
副編集長 小川 とも子
編集委員 大田 敬雄

〒600-8501 奈良県奈良市大宮町1-1-1
TEL 0742-275291 FAX 0742-271142
E-mail naraker-jcp@forest.ocn.jp

県職員の高時給を削減

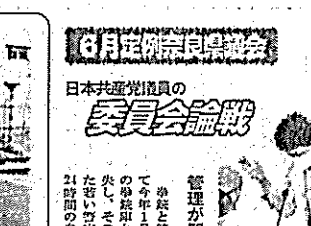
日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

日本共産党が提案 感染症への対策を求める意見書 全会一致採択

日本共産党が提案した「感染症への対策を求める意見書」が全会一致で採択された。意見書は、感染症の蔓延防止と対応は、住民カウンスラー支援センターの増設や、公教育に人権・ジェンダー視点立った包括的教材を配置するなど求められている。

- 県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。
- 感染症への対策を求める意見書を採択された。
- 県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。



残土不法投棄や違法盛土を許さない

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

鉄道踏切内の誘導設備設置を早め

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

「橋本夫婦」は「遺棄」として非難

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

コロナを断つて許さず

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

日本共産党奈良県委員会は、県民のいのち・暮らしを守るために、県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。県民のいのち・暮らしを守るための政策を打ち出した。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 山村 幸穂					
年月日	2022年9月14日他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2022年8、9月号 (46350 枚)				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込 (43350 枚)、街頭配布・ポスティング等 (3000 枚)				
発行目的	6 月定例県議会での共産党県議団の論戦など、県政上の重要課題の議会論戦を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月県議会における共産党県議団の議会論戦の内容を広く県民に知らせ、意見を聞く。 ・ 2000 級滑走路を建設する広域防災拠点施設整備計画を検証するため、和歌山県の白浜空港を視察。計画は 720 億円もの巨額の投資であり、荒井知事は「2000 級」滑走路がなぜ必要なのか、活用されるあてはあるのか、何がねらいかを、県民とともに考えることが大切です。県民に広くは知らされておらず、まず知らせることが重要となっている。 ・ 警察署内で実弾紛失事件があり、若い職員が「犯人扱い」をされて、病気になるということが発生した。徹底解明と再発防止を強く求めた。 ・ 意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	184800 円	46350 枚分	70
	新聞折込代	奈良産経企画	133518 円	@2.8 円×43350 枚×1.1 (消費税)	67
合計 318318 円 (すべて政務活動、100% 充当)					
備考	添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2022年8、9月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



こんにちは 日本共産党奈良県会議員 山村さちほです

2022年8、9月 県議会報告版

日本共産党奈良県議員団 奈良市登大路町30奈良県議会内 tel 0742-27-5291 fax 0742-27-1492 eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちしています■ 山村さちほのブログ **日記に山村さちほ** 山村さちほ 検索

6月定例会県議会

6月議場で在任24年連続で代議士として井ノ上真樹が一般質問を行った。議中質問への「議案」への研究、浸水対策の検討、甲斐町メカソーラーの許可取り消し、過労自殺に追い込まれた議員の謝罪が長時間労働削減についてなど質問された。

医科大学初診料引き上げ議案に反対

●議案以外での全議員は賛成しなかった
議案された議案のうち、県立医科大学を紹介状なしで受診した患者の初診料が6000円から7000円に引き上げられる議案に反対しました。この議案は日本共産党以外の全議員が賛成し可決しました。
切実な病いの患者の苦しみ、新型コロナ感染症の蔓延を抑制するため、県政が初診料に反対して福祉増進や福祉サービスの向上に中小企業への支援を必要とする議員は反対しました。県立、旧第一級工業学校との関係も考慮し、患者を助ける申し入れを行いました。

日本共産党が提案 「痴漢被害への対策を求め意見書」



全県一斉採択されました
意見書は、痴漢被害の被害者や被害者の家族、女性カウンスラー支援センターの増設や公教育人権・シニアの認知症対応の包括的支援策を盛り込んで、県議会に提出しました。
本日の県議会の議案審議中に提出された。県議会の議案審議中に提出された。

お元気ですか

新型コロナウイルス感染症が近畿大和国大野原町で発生し、命を奪われたという衝撃的な事件がありました。いかに理由があっても、力は持ちません。心から祈りをこめてお祈りします。同時に、事件の真実が明らかになるまで、地方自治体の関係者がしっかりと対応を怠らぬよう、旧統一教会、教団の活動も厳密に監視し、多くの問題を明らかにして、被害者や遺族の苦しみや悲しみを癒すことを目指します。



新型コロナ感染=第7波急拡大、異常な物価高騰からいのち、暮らし守れ 共産党県議団が17回目の県知事申し入れ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、特に7月の拡大は発症者数でこれまでの最大を更新する事態です。急激に感染が増え、発熱外来など「予約がとれない」「保病所での連絡がつかない」という声や医療機関で高齢者や脆弱な人への感染拡大が懸念されています。
日本共産党奈良県議団は8月6日、県知事に物議を醸した「新型コロナウイルス感染症の急拡大への対応」から県知事に「(1)緊急事態を宣言しないこと。(2)重症患者の受け入れを確保すること。(3)高齢者や脆弱な人への感染拡大を抑制すること。(4)物価高騰の抑制を要請すること。(5)生活困窮者に対する支援を要請すること。(6)公共料金への支援を要請すること。」

山村さちほ
奈良県議員
日本共産党奈良県議団は、多くの困難を乗り越えてきた県民の苦しみや悲しみを癒すため、いかに理由があっても、力は持ちません。心から祈りをこめてお祈りします。同時に、事件の真実が明らかになるまで、地方自治体の関係者がしっかりと対応を怠らぬよう、旧統一教会、教団の活動も厳密に監視し、多くの問題を明らかにして、被害者や遺族の苦しみや悲しみを癒すことを目指します。

ノーモアヒロシマ・ナガサキ 核兵器廃絶を求めて

核兵器禁止条約を批准し参加する日本政府に

2022年8月22日 和歌山県 和歌山県庁 和歌山県庁 和歌山県庁

国民平和実行部 2022実行委員会が県庁を訪問しました

「子ども虐待防止学生団体(ハートレスQ)」の皆さんと懇談

少年非対称女性活躍委員会

県議会の少年非対称女性活躍促進特別委員会で開催しました。児童虐待をなくしたいと取り組んでいる学生さんから相談支援のやり方や子どもたちへの虐待について知らせる授業等をしてほしい等、提案がありました。

和歌山県 ひきこもりサポート事業 社会福祉法人「愛のさと」・ハートフルハウス「創」を視察

築100年の古民家を活用して、ひきこもりサポート事業として相談、訪問、居場所、自治活動、就労支援のカフェ運営など多様な取り組み、自分のやりたいことを自主的に企画して実行する支援をされています。
「みんなが違っていいな!」。素敵な場所です。

願いのあるところ どこへでも 山村さちほのブログレポート

2000米滑走路は壮大な無駄遣い!

奈良県知事が進める

「2000米滑走路」がある 羽田空港を模倣する 羽田空港を模倣する 羽田空港を模倣する

政府の計画で防災拠点施設に認定されている白浜空港

奈良県知事が進める

2000米滑走路は壮大な無駄遣い! 奈良県知事が進める 2000米滑走路は壮大な無駄遣い!

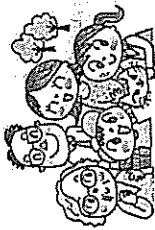
第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 山村 幸穂					
年月日	2022年10月17日他				
表題と発行部数	2022年奈良県政暮らしのアンケートビラ (222500枚) と返信用封筒 (222500枚) 及び後納料金支払い議員分担分				
対象者	奈良県民				
配布方法	全県の戸別配布・ポスティング (222500枚)				
発行目的	奈良県政暮らしのアンケートで県政への願い、身近な困りごとなどを聞き取り、関係当局に要望するため、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行したもので、アンケートビラ、返信用封筒、返信にかかった費用は会派と議員が分担する。(すべて政務活動)				
内容	<p>・2022年9月に配布。ただちに返信用封筒(受取人払い)で同アンケートへの回答が返ってきた。質問はコロナ禍の暮らし向き、県政問題(①子育て政策、②若者政策、③高齢者支援策、④公共交通政策、⑤国保、水道など身近な問題・お困りごと)を問うもの。6か月間(23年1月まで)で3200通の返信があった。</p> <p>・奈良国道工事事務所、奈良土木事務所、近鉄、奈良交通、奈良県警奈良署、奈良市、県教育委員会に同アンケートに書きこまれた要望を申し入れ、対策について懇談した。</p> <p>・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	118442円	430700円(222500枚分)×消費税×1/4	86
	印刷代	関西共同印刷所	135025円	491000円(222500枚分)×消費税×1/4	87
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	35501円	141897円(9月分)×1/4	79
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	37403円	149503円(10月分)×1/4	90
		合計 326371円(100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料:奈良県政暮らしのアンケートビラと返信用(長4)封筒				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県政、暮らしのアンケートのお願い

こんにちは、日本共産党奈良県会議員団です。
みなさんのご意見・ご要望を、県政に反映し実現するためのアンケートです。どうか協力をお願いします。
ご記入いただいたアンケート用紙は、添付した封筒に入れ、郵便ポストに投函ください（切手は不要です）。また、ウェブでも回答できます。



2022年秋 日本共産党奈良県会議員団
〒630-8501 奈良市登大路30 奈良県議会気付
TEL: 0742-27-5291 FAX: 0742-27-1492
Mail: naraiken_jcp@forest.ocn.ne.jp

webアンケート <https://forms.gle/gUcd9ucdn4cXsYR8>



※回答は、あてはまるものに○を、記述欄は自由にお書きください。

【1】あなたの暮らし向きは新型コロナウイルス前とくらべていかがですか？

- ①きびしくなった
 - ②変わらない
 - ③わがらない
 - ④きびしくなったという答えに理由をお聞きます。(回答は3つまでに○を)
 - ①給料が減った
 - ②年金が減った
 - ③物価が上がった
 - ④売値が上がった
 - ⑤失業した
 - ⑥税金・公共料金の負担が増えた
 - ⑦教育や子育てに支出が増えた
 - ⑧その他()
- 生活維持のためにはどんな工夫をされていますか
- ①貯金の取り崩し
 - ②食費や光熱費の節約
 - ③娯楽費節約
 - ④医療の手控え
 - ⑤その他()

【2】国や自治体の新型コロナウイルス対策として何を求めますか

- ①希望者への早めのワクチン接種
- ②感染時の医療体制の充実
- ③事業者や収入の減った人への支援
- ④希望者のPCR検査や抗原検査キットの配布
- ⑤その他()

【3】子育て支援についてお伺いします。

a. あなたが望むことはなんですか？(回答は5つまで)

- ①子ども医療費の負担ゼロ
- ②保育料の引き下げ
- ③いじめ・不登校問題の対策
- ④給食費の無料化
- ⑤就学援助の拡充
- ⑥少人数学級の推進
- ⑦学童保育の充実
- ⑧雨でも無料で遊べる場
- ⑨子ども食堂を増やす
- ⑩通学路などの安全対策
- ⑪特別支援教育支援員の増員
- ⑫子ども発達相談支援センターを増やす
- ⑬学校の女子トイレに生理用品の配備
- ⑭学校のトイレの改善(和式を洋式に)
- ⑮中高生の通学費補助
- ⑯外国籍児童に対する日本語教育の実施
- ⑰その他()

b. 公立保育所廃止をすすめる行政の動きについてどう思いますか？

- ①良いと思う
- ②問題だと思わない
- ③わからぬ

c. その他、子育てについてのご意見をお願いします

【4】若い世代への施策について、あなたが望むことはなんですか？

- ①高校や大学の給付制奨学金制度の創設、学費の値下げ
- ②校則の見直し
- ③ブラックなバイトや働き方の規制
- ④県立高校の施設改善
- ⑤その他()

【5】高齢者支援、障がい者支援についてあなたの望むことはなんですか？(回答は5つまで)

- ①介護保険料・利用料の引き下げ
- ②後期高齢者医療費の窓口負担の引き下げ
- ③年金の引き上げ
- ④補聴器購入の補助
- ⑤特別養護老人ホーム・高齢者施設の充実
- ⑥介護・福祉施設従事者の処遇改善
- ⑦高齢者の雇用促進
- ⑧街のバリアフリー化
- ⑨交流・憩いの場の確保
- ⑩買い物支援の充実
- ⑪相談や支援の場の充実
- ⑫避難所のバリアフリー化
- ⑬運転免許返納後の高齢者への支援
- ⑭障がい者就労支援の充実
- ⑮その他やお困りのごとやご要望

【6】公共交通についてお聞きます。通院や通学、買い物などで移動する場合、お困りのことを具体的にお願いします

【7】生活に直結する県道・河川・教育・国民健康保険・上下水道など、生活に身近な事を行っているのが、奈良県政です。あなたはどのように感じていますか？

- (1) あなたが県政に期待することはなんですか？
- ① 県道の整備 ② 河川の整備 ③ 教員増員 ④ 国民健康保険料の引き下げ
 - ⑤ 上下水道料金の引き下げ ⑥ 保健所の増設 ⑦ 児童相談所の一時保護所の増設
 - ⑧ 観光施設の増設 ⑨ 最低賃金の引き上げ ⑩ 労働相談など労働行政の強化
 - ⑪ 地産地消はじめ、農林業の振興 ⑫ 神社仏閣、歴史的景観の保全
 - ⑬ 地産産業の応援、ものづくりの推進 ⑭ 水害対策 ⑮ DVなど女性相談の強化
 - ⑯ その他 ()

(2) 奈良県は、総合防災拠点の整備とあわせ、五條市に2000位滑走路(中小型ジェット機の離発着が可能な大きさ)の建設を予定しています。※配布のビラ参照

- この計画に ①賛成 ②反対 ③わからない
- (3) 奈良県は27の市町村と水道事業の経営を一体化する「県域水道一体化」をすすめるようにしています。※配布のビラ参照
- この計画に ①賛成 ②反対 ③わからない

(4) その他、県政について要望やご意見をお寄せください

【8】お住まいの地域で、お困りのことや改善の要望などを具体的に書きください。道路、信号、カーブミラー、樹木の伐採、河川の補修、水害対策などは、下の枠内に略図をお書きください

【9】日本共産党県議団は県政とともに国政問題で、社会保障、消費税減税、気候変動、ジェンダー平等などを掲げていますが、あなたはどの項目に力を入れてほしいですか？

- a. 消費税を5%に戻すこと ①賛成 ②反対 ③わからない
- b. 憲法9条の改定について ①賛成 ②反対 ③わからない
- c. 核兵器禁止条約に日本も参加する ①賛成 ②反対 ③わからない
- d. 気候変動、再生可能エネルギーの推進 ①賛成 ②反対 ③わからない
- e. ジェンダー平等の推進 ①賛成 ②反対 ③わからない
- f. 大学の学費を半額にしてほしい ①賛成 ②反対 ③わからない
- g. 農業など第一産業に力を入れる ①賛成 ②反対 ③わからない
- h. 医療・介護・保育などケア労働者の待遇改善 ①賛成 ②反対 ③わからない
- i. 野党共闘についてどう思いますか ①賛成 ②反対 ③わからない

【10】議員にどんなことを望みますか？

- ① 税金のムダ遣いをチェックする ② 議会の様子や県政を知らせる
- ③ 日常的に住民の声や相談事をよく聞き、行政へ届ける
- ④ 国の政治へ必要な時はものを言う ⑤ 毎議会が発言する
- ⑥ 利権や腐敗をただし、公正をつらぬく
- ⑦ その他 ()

【11】日本共産党県議団について、ご意見やご要望をお聞かせください。

あなたについて教えてください

年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上

職業 正規勤務 非正規勤務 自営業 農業 専業主夫・主婦 年金生活者 学生 その他()

〒 郵便番号

お名前

ご住所

連絡先 電 郵便番号 mail

ご協力、ありがとうございます。結果については「奈良民報」号外などでお知らせします。

料金受取人払郵便

奈良中央
郵便局承認

2208

差出有効期限
2023年1月31日
まで
切手を貼らずに
お出し下さい

6308790

奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

宛



料金受取人払郵便

奈良中央
郵便局承認

2208

差出有効期限
2023年1月31日
まで
切手を貼らずに
お出し下さい

6308790

奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

宛



政務活動記録簿 (要請陳情)					
会派・議員名 山村 幸穂					
年月日	2022年11月16日他				
政務活動先	政府要望 (厚生労働省、文部科学省、国土交通省、法務省、文化庁)				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁 (衆議院会館でおこなうレクチャーの方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	<p>別紙(2022年政府交渉報告)</p> <p>県議団と予定候補そろって、政府5省庁交渉。厚労省、文科省、国土交通省、文化庁、法務省に34項目について要望、回答をいただきました。新しいことがわかったり、改善される予定であることなど、良いこともありました。</p> <p>ちょうど、国会が開催中で、昨日辞任した寺田法務大臣、その後任人事などであわただしい国会情勢の中、宮本たけし衆議院議員が駆けつけてくれました。(山村幸穂)</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都ー東京 (往復)	27290 円	91
	京都	近鉄	奈良ー京都 (往路)	640 円	95
	国会議事堂	東京メトロ	東京ー国会議事堂 (往路)	170 円	95
	東京	東京メトロ	国会議事堂ー東京 (復路)	170 円	95
	奈良	近鉄	京都ー奈良 (復路)	640 円	95
		合計 28910 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：政府5省庁交渉報告				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

2022年 政府交渉 報告

日本共産党奈良県委員会と同県会議員団は2022年11月21日、5省庁に41項目の要求を届け、交渉を行いました。県内自治体で住民の要求実現に活用できる回答がいくつかありましたので、要望書と回答、今後にかすポイントをお知らせします。今後のとりくみに活用ください。



参加者：山村さちほ県議、小林てるよ県議、
今井光子県議、太田あつし県議、
宮本次郎前県議、
尾口いつぞう大和郡山市議(県議候補)、
井上良子国政事務所長
近畿ブロック 堀内照史元衆院議員
激励と国会報告：宮本岳志衆院議員
窓口：山下よしき参院議員事務所
於 衆議院第2会館

明朝体 要望内容 ◎各省庁からの回答 ☆交渉団からの発言、今後にかすポイント

【厚生労働省】

1. 子どもの医療費について

県の子どもの医療費助成制度は中卒までですが、償還払い制度となっており、手元に現金がないと受診できないと改善を求める要望が強くあります。政府のペナルティをなくしてください。

◎未就学児は平成30年(2018年)にペナルティの対象外とした。すべてでなんらかの助成をしているので国としてもふみきった。課題は大きい。受診率が上がる。現在、市町村での医療費助成の実施状況の調査中。

☆奈良市の調査では、ほぼ変わらないというデータがある。実態として増えているわけではない。格差と貧困が広がっており、償還払いとなっているのは国のペナルティがあるから。お金があってもなくても公平に医療が受けられるようにすることを求める。ペナルティには道理がなく、国に改めさせるとともに、県に受診する権利を奪うような償還払いをやめさせるようにする事が重要。

2. 障がい者医療助成を国の制度として実施されたい

奈良県では、心身障害者の福祉医療制度として、身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2のみを無料の対象とし、一部市町村では、身障3級、4級まで対象として助成しているところもあります。障がい者医療助成は、国が全国一律の窓口負担のない助成制度として実施してください。県も要望しています。

◎各地域のニーズに合わせて自治体の判断で実施されているものと承知している。国としては障害者自立支援法で支援給付している。 ☆限定された人としか使えないと求めた →◎要望としてうけたまわる

3. 国民健康保険について

①算定基準の子どもにかかる均等割りの軽減を拡充してください。

◎多子、低所得所帯は軽減している。この4月から未就学児は半額に軽減している。まずはこの運用状況をみたい。

②都道府県単位化で、奈良県は令和6年度から統一保険料を目指しており、市町村に保険料引き上げを促している。統一保険料を国が促進することはやめてください。

◎2018年(H30年)以降、水準を統一してきた。将来的には同じ都道府県であれば同一となるよう、統一をめざしている。強制するものではない。医療提供体制のちがいなど、地域の実情に応じて、ていねいにすすめていただきたい。令和6年度に統一をめざすというのは奈良県と大阪。奈良県は全国的にも早い。

☆統一保険料は法定化されていない、ということを確認。しかし保険料を決めるのは市町村としながら、法定外繰り入れをしたら減額されるなど、国が統一化を旗振りするのは矛盾している。大阪と奈良の突出ぶりはあきらめ。現場でのたたかひに生かす。

③運営方針では、減免についても、市町村長の裁量で減免できる規定を外すことを求めています。本来、保険料や減免規定など決定権限は市町村にあり、このような強制は許されないと考えますが、いかがでしょうか。

◎減免の基準、決定は市町村にある。統一化は強制ではなく、「のぞましい」としている。

☆今は減免はほとんど認められていない。市町村が決定者というが、現場に徹底してほしいと求めた。

④これ以上、保険料の負担を増やさないために、国庫負担金を増額するよう求めます。

◎H30年から統一化を推奨。国から3400億円を投入。今後負担増にならないよう公費のあり方を考える

⑤移送費用の基準が厳しく、利用の範囲が狭いため活用できません。改善してください。入院中に転院が必要な時や施設からの入院する場合など利用したくても、利用できません。

◎移送費は医師の指示によって利用できる

4. 大腸がん・膀胱がん患者等の排泄管理支援用具の給付基準額の引き上げを求めます。

若年がん患者向けに、在宅療養費用の公的助成をもとめます。AYA世代のがん患者が少ないため治療方法の遅れがあり、高齢者に比べて進行が早いがんが多く、就労が困難になった時、在宅療養費用が大きな負担となっています。40歳以降では介護保険制度(公的負担制度)がありますが、AYA世代にはこうした制度がありません。経済的な負担軽減のための助成を要望します。

◎具体的な給付内容は自治体で決めることができる。若いガン患者の対策は議論をすすめている。意見は聞いている。☆排泄管理支援用具は、具体的な支援のあり方はまったく市町村の裁量である事を確認。現場のたたかいに生かす。

5. コロナ対策について

①医療機関が、引き続き病床確保ができるように、国の病床確保のための財政支援は縮小せず、継続してください。

→◎今週中をめどに見直すと発言、コロナ病床確保のための緊急包括支援交付金について、減額の調整措置を見直す事務連絡が21日に出された。

②高齢施設・障がい者施設での頻回のPCR検査費用の公費負担の継続をしてください。

◎9月9日の事務連絡でPCR検査や抗原定量検査キットを全額公費で行えるようにした

☆高齢者施設等でのPCR検査の頻回調査は全額公費というものの、交付金に限りがあるなど限界も明らかに。さらに国に求めていく

③保健所増設等への支援

奈良県では、保健所が6か所から4か所に減少。(保健師数も人口10万人当たり41人全国37位)コロナで過労死ラインを超える過重労働が蔓延、改善のために非正規雇用職員を増員して対応していますが、正規雇用を増やし、保健所の増設が必要です。国の責任で保健所増設や職員増に財源を確保してください。

◎感染症対応の保健師は、2022年(令和4年)までに900人増員(全国)。自治体からの声にもとづき、実働巴厘をしている。1994年(H6年)に地域保険法改正以降、統廃合がすすんだとみている。国として、法改正で人口あたりなどの基準がなくなり、新たにつくるのは難しい

6. 加齢性難聴の補聴器購入に補助制度の実施をもとめます

補聴器の利用は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。県内では、斑鳩町、三郷町が独自に一部補助として2分の1、限度額2万円を実施していますが、十分ではありません。国として補助制度を実施してください。県内3市、5町で加齢性難聴者への補聴器補助をもとめる意見書を採択しています。

◎重要性は認識しているが慎重に議論したい。令和元年に国立長寿医療機関に難聴と認知症の因果関係の研究をし

たが、因果関係がないという調査結果が出た。引き続き調査してもらっている。
☆白内障の眼内レンズも保険適用され、生活改善につながった、と求めた。

7. 生活保護制度について

①医療機関受診時の交通費の支給が立て替え払いになっていますが、現物給付にしてください。

◎必ずしも事後でなくてもいい。事前に概算払でも可能

☆必ずしも当事者が立て替えなくてもいい。現場で生かす

②温暖化で猛暑が続いている中、保護世帯では、エアコンの設置費用や買い替え、修理費用が出ません。また電気代を節約して体調を崩すなど、命に係わる問題です。夏季加算の創設、エアコン設置・修理費用の支給をしてください。

◎保護費の中でやりくりしてほしい。調査結果(H26年)では夏期に電気代が増えていない。

☆電気代は節約している、改善を求めた

③生活保護基準の引き上げをもとめます。

◎消費動向に応じて基準部会で5年に1度見直している

☆コロナ禍という状況を踏まえてほしいと求めた。

8. 介護・福祉従事者の待遇改善を求めます

党県議団が行った県政アンケートでは、高齢者・障害者対策で従事者の処遇の改善を求める多くの声が幅広い年齢の方から寄せられました。「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」は、時限的なものとなっています。恒久的な処遇改善を求めます。

◎処遇改善は重要。2月から3%引き上げる措置をとった。10月からは報酬に組み込んで同様の措置。費用の使途の見える化をしていきたい

【文部科学省】

1. 学校給食について

①憲法で義務教育は無償とされています。学校給食の無償化を国として進めてください。

◎地方創生臨時交付金でこの間の物価高騰に対応する6000億円を交付した。

②また、県では、学校給食に地場産小麦の使用を進めるために小麦の作付けや品種改良も行っています。食材費の国の支援を求めます。

◎農水省に地場産物を活用する事業がある。文科省には学校と生産者のコーディネーターの配置をする予算を令和5年度で要求中。3分の1補助、申請して交付する。

☆現場で生かす

2. 教職員の増員

①県内小中学校の教員不足は深刻となっています。令和4年度4月時点で担任が決まらない学級は55学級、6月1日現在で38学級。8月1日現在で49学級となっています。教職員を増やせるように定数を改善してください。

◎免許を持っている人の掘り起こしをすすめている。働き方改革や採用試験の改善など12月に答申が出される。教師目指す人を増やしていきたい。校長・教頭・副校長が担任に入っているのは2021年5月1日調査で小学校53校にのぼる。京都府では産休代替が年度途中に起きる場合は4月から任用している。自治体でそういうことをやる場合は、支援している。4月からなら人を確保しやすい。

②スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが非常勤雇用で、数校をかけ持ちしています。県立高校44校を担当する常勤は1人のみです。中学校は年間17日のみ派遣、小学校は現在20校のみ対応。児童が気軽に相談できない、夜

間の相談時には手当が出ないなど、相談者もワーカーも困っています。常勤の配置ができるように、国の補助を増額してください。

- ◎今の国庫補助では確保できないとの声をいただいている。拡充をはかるため、スクールカウンセラーは来年度プラス 20 億円の計 75 億円、ソーシャルワーカーはプラス 8 億円の 21 億円の予算の増額を要求。令和 5 年度拡充でしっかり支援していきたい。

3. 小学校の規模適正は柔軟に

小学校の統廃合が、学校規模適正化方針に基づいて進められていますが、国の基準は、1学年1学級100人以下が対象になっています。しかし、現在では小規模校の教育効果が高いことが認められるようになり、機械的に統合を進めるのではなく、地域に見合った柔軟な対応を認めてください。また基準を見直してください。

- ◎設置者である自治体の判断である。学級数のみではかるなど機械的にすすめるのではなく、地域づくり、街づくりもふまえ実情に応じて市町村が判断してほしい。

☆国の基準を理由に閉校しようとしているケースをのべた。必ずしも学級数だけで見ないことが明らかに。現場でのたたかいに生かす。

4. 高校生の通学費補助を

奈良県では、高校統廃合によって公立高校の数が減少し、遠距離通学せざるを得ません。特に県南部、東部のバス代は高額なものになります。交通費の負担軽減のために、国としても支援を実施してください。

- ◎高校生には離島しか支援はない。各都道府県で適正に。義務教育の場合、小学生 4km、中学生 6km の場合、スクールバス購入費用やバス定期代、業者への委託費用など市町村が行うものに 2 分の 1 の補助をしている。

☆実施している県などの経験の横展開と国の支援のあり方の研究を求めた。

5. 県独自の奨学金へ国の支援を

若い世代の学びを応援し、県内定住を促進するために、奈良県独自の大学生・給付型奨学金制度をわが党は提案しています。この制度は、経済的に厳しい環境にありながらも学ぶ意欲をもつ奈良県出身の大学生に対し年間授業料に匹敵する 60 万円を 4 年間支給し、卒業後奈良県内の事業所に就職する、あるいは定住した場合に返還を免除するので、1 学年あたり 50 名、4 学年で 200 名分の奨学金の創設を提案しています。こうした制度に対して、国の支援を求めます。

- ◎国としても支援している。内閣官房と総務省で一部、特別交付金(税)で措置している。県だけでなく、市町村でも同じ。☆生かしていく

【国土交通省】

1. 地域公共交通対策

地域の公共交通として役割を果たしている民間バス(奈良市など・奈良交通)が経営困難からバス路線の減便を進めて住民の移動が困難となっています。維持できるように、国の支援を求めます。

- ◎奈良市は中核市なので補助対象にはならないが、地域公共交通活性化法で地域公共交通利便増進計画を自治体が立てれば、補助対象になる。バス事業者への支援はコロナ対策でも令和 4 年度補正予算で求めている。

☆奈良交通が奈良市で 6 路線廃止、9 路線減便する計画を奈良市に出し、住民の利便性が損なわれると国の支援を求めた。奈良市での取り組みに生かす

2. 浸水想定地域に指定されている地域への、災害拠点病院の建設計画について

西和医療センターの移転計画が進んでいます。現在、三郷町の高台にありますが老朽化が激しく、現地建て替えか、移転かのパプコメもないまま王寺駅前に移転の方向が進んでいます。この予定地は昭和 57 (1982) 年の大和川大水害で水につき、10 メートルから 5 メートル、1 日から 3 日間の水害が発生し、鉄道も道路も使えなくなった場所です。西和医療センターは奈良県の災害拠点病院と位置付けられていますが、ハザ

ードマップでも 5 メートルから 3 メートルの水がかかる浸水想定区域となっています。災害時に使えなければ意味がありません。大和川は平成3(1991)年12月24日から特定河川となりました。

貴省においては、厚生労働省と連携して医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握を実施しているところです。その中で、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設の実態把握を、各都道府県に求めているところです。

については、上記実態把握の主旨、目的についてご教示いただくとともに、浸水想定地域など災害の危険のある地域への災害拠点病院建設についての是非について、貴省の認識をお示しください。

◎浸水想定地域は要配慮者が利用する施設や病院で迅速な避難のための計画づくりと訓練の実施が義務化。災害時には避難確保が必要な場所。病院などの建設を一律に制限するわけではない☆危ない場所に災害拠点病院をつくることは災害時に役立たないのではと求めた。水防法や土砂災害防止法で当該区域の病院などは避難確保計画、訓練実施の義務づけがされたわけで、事がおきれば逃げなければならない地域。おのずと「災害拠点」にならなことが浮き彫りに。

3. 水害対策

近年、全国各地で集中豪雨による災害が発生しており、大和高田市とその周辺においても浸水被害が頻繁に起こり、深刻な現状となっています。県と市においても高田土木事務所の駐車場に雨水貯留施設の設置など計画されていますが、都市型水害を防ぐには更なる対策が必要と考えます。

①大和高田市曾大根、葛城市東室を通る国道24号線に降った雨水が水路へ流入し、わずかの降雨量でも下流域の大和高田市東中、大和高田市栄町地区内において溢れ出す状況です。葛城市東室を通る国道24号線の高架下における雨水貯留施設の実現を要望します。

◎市として必要な箇所であれば設置のために貸すことはできる。

②大和川の「特定都市河川」の指定により、補助率が引き上げられましたが雨水貯留施設の候補地が具体的に確定していない場所も存在します。そこで国からの内水対策への重点的な支援を引き続き行うことを求めます。

◎大和川は特定河川第1号で全国の先頭を走っている。指定すればしっかり支援していきたい。特定河川になれば街づくり側にも規制がかかる。計画を立てるのは県になる。

③国道165号線の大東町から近鉄大阪線踏切のあたりで今年の夏、ゲリラ豪雨による浸水被害が発生し、沿道の工場の機械が水没し、故障するという被害が出ています。近年のゲリラ豪雨に対する国道の雨水対策を講じられるよう求めます。

◎隣地の土地が排水できないようになっていたため、開発者に県が指導している。

4. 通学路の改善

近鉄築山駅南側にあたる国道165号線近鉄築山駅前交差点以北の国道沿いの通学路について、これまで危険な通学路として地元から改善の声が寄せられています。対策を講じられるよう求めます。

◎10年前におこなったもので、なるべく早く対策したい

【法務省】

旧奈良監獄について

1. 進捗について

奈良少年刑務所であった旧奈良監獄は、建物の老朽化、耐震不足が問題となり、2017年3月31日に廃庁

され、すでに5年以上が経過しています。史料館やホテル建設の予定は、当初計画よりかなり遅れており、保存に尽力した人や近隣住民から、工期の遅れや建物の状態について心配の声があがっています。重要文化財としての建物や旧奈良監獄、少年刑務所として果たしてき歴史的役割を後世に伝えるために、建物の耐震化と史料の保存・常設展示を責職が責任をもって対応されることを求めます。進捗状況と見通しについて明らかにしてください。

◎耐震改修は現在3寮まで完了。1月から工事を再開する。令和7年度オープン予定。初めてのケースで難しい工事だった。屋根があるので、鉄骨を上から入れられずああいいう耐震工事はほぼ初めて。遅れたのは、そういうことと、資材費の高騰などが理由。建物を後世に残していくということで懸念は要望されていることと同じ思い。ホテルは維持管理にお金を出してもらうことが目的。補助金は国65%、県4%である。残り31%がSPC。県の窓口は奈良公園室。史料室について市の事業をやめたのは指定管理者制度を活用することになったから、SPCが請け負う。奈良市は鴻池運動公園と一体で活用したいよう。

☆治安維持法の歴史、ともすれば迷惑施設になりかねない刑務所が地域の人から愛され、建物や果たしてきた役割など、歴史的建造物の保存と歴史の継承について、法務省が責任を果たすことを再度確認した。

2. 史料館について

史料館に保存・公開する史料について、同刑務所が一般の受刑者とあわせ、平和と国民主権、生活擁護を主張した多くの先人が治安維持法のもとで収監された刑務所であったことを明確にし、先人の収監時の刑務所での生活の実態とそれぞれの先人の関係資料(史料)等を保存・展示するコーナーを常設設置し、来訪者に対して積極的に案内を行う措置をとってください。また、戦後の少年更正教育の歴史を語る史料館としてください。旧奈良監獄の保存に尽力した「宝に思う会」等関係者の意向を丁寧にくみとり、史料の保存や運営に生かしてください。

◎史料館はPFI事業でSPCに構想をお願いしている。SPCから委託する事業者は小学館集英社プロダクトという教育コンテンツをつくっている会社。30年間の予定。治安維持法など、要望は伝えているがまだ内容は白紙で引き続き努力していきたい。

3. 旧奈良監獄敷地内の草狩りなどがされないままになっています。ボランティアで草刈り等の作業を行っても良いという方もおられるので、そうした市民の力もかりて、法務省として柔軟に対応してください。

【文化庁】

国営公園整備の際の基本的な方針として文化庁がとりまとめた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」(2008年)では、平城宮跡の近鉄線について『宮跡内の移動動線や景観の観点から支障となるため、移設などを含め将来のあるべき姿について関係機関で協議・検討を進めることが求められる』としています。ここでは、近鉄線の存在が動線や景観の「支障」と認識した上で、それへの対応として「移設等」の対策の協議・検討を関係機関に要請しています。

①上記文化庁の「推進計画」の具体化の一環とも言える近鉄線移設計画について、奈良県などの協議・検討の内容を文化庁としてどのように把握されていますか。また、上記「関係機関」というのは文化庁も含まれると考えますが、見解をあきらかにしてください。

◎文化庁には相談されていない。2021年(令和3年)3月の報道以外はわからない。影響があるのであれば長いスパンで。今の時点で近鉄や奈良県にということはない。関係機関に文化庁は含まれる。

②これまでの平城宮跡周辺の本簡の出土は、代表的なものだけでも長屋王木簡が3万5千点、二条大路木簡が約7万4千点確認されています。10月末、今の和歌にあたる「倭歌(やまとうた)」と記された木簡が見つかり、奈良文化財研究所は「日本古来の歌を『やまとうた』と記した最古の例になる」とし、最古が100年さかのぼった事例もありました。歴史的学術的に極めて重要な平城宮跡の近隣区域で地下トンネルを掘る工事は貴重な埋蔵文化財を消失しかねない危険があります。木簡など埋蔵文化財を保護する地下水に影響が予測される現状変更は認められないと考えますが、文化庁の所見を明らかにしてください。

◎都市開発については必要に応じて対処していく。着工20年後、完成40年後ということでこまかいところまでつかめていない。世界遺産は係が違う。保存管理計画は奈良県がつけることが望ましい。

☆奈良県は2028年(令和10年)に計画を決定したいとしており、貴重な埋蔵文化財が壊される危険をその前に止める取り組みが文化庁としても必要ではないか。世界遺産委員会には報告しているのか？平城宮跡の「保存管理計画」が「10年前につくる」とされているにもかかわらず、まだ策定されていない。早くつくられたい。

平城宮跡の近鉄移設は、文化庁は報道程度しか知らないとしたが、基本構想推進計画で謳っている当事者であり、そもそもつくらなければならない保存のための計画すらないまま、公園の整備を進めている問題など指摘「受け身でなく、関心をもってみたい」と答弁させた。

しんぶん赤旗
2022年11月23日付 4面

医療の不公平改めよ

党奈良県議団・県議候補 41項目の要望

日本共産党奈良県議団
員会と同県議団は21

日、山下若生参院議員
事務所を窓口とし、山村
幸三氏、小林てるみ氏、
今井光子、太田あつ
し、の倉真由と宮本次
郎前県議、尾口いづほ
う大和郡山市議(県議
候補)が政府と奈良県に
41項目の要望を届ける。

交渉しました。

子どもの医療費助成

に国が「ナナルチャイ」を
かける問題等は、「一登
口立で誓い払いを止め
ても受益者は増えて
いない」という自治体の
懸念がある。お金のあ
ることで必要を医療に
かけられない不公平を改
めよと求めました。

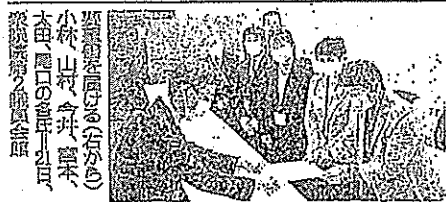
国債権限超過を県
が統一しようとしてい
る問題や、保険料など
の決定権者が市町村
であることを厚生労働
省に確認しました。

文部省では、自治体
が独自に運営金拠拠を
実施する場合は国の
支援があるとして、小
学校給食問題や「一
般で機能的な」すめ

るものではなく、地域
の実情に応じて市町村
が判断できる」との回
答を得ました。

奈良市でバス路線が
縮小されようとしてい
る問題で国交省は、
「中核市なので補助対
象でないが、利便増
進計画』を作成すれ
ば、補助の対象とな
る」と回答。奈良県議団
は日本共産党議団の保存や
平城宮跡内の近鉄線移
設問題でも後世に歴史
的遺産を継承せよと求
めました。

宮本岳志参院議員が
参加者を激励し国会報
告を行いました。



交際しました。子どもの医療費助成に国が「ナナルチャイ」をかける問題等は、「一登口立で誓い払いを止めても受益者は増えていない」という自治体の懸念がある。お金のあ

5省庁に41項目を要望

党奈良県委員会と同県議団は21日、政府交渉を行い、厚労省、文科省、文化庁、国交省、法務省の5省庁に41項目を要望しました。

山村さちほ、小林てるよ、今井光子、太田敦の各県議と宮本次郎前県議、尾口いつそう大和郡山市議（県議候補）が参加しました。



厚労省に要望を提出する奈良県議・候補(21日、国会内)

厚労省では、奈良県は2024年度に国保料の県統一化をめざしていますが、24年度を目標にしているのは大阪と奈良だけで、県の突出ぶりが明らかになりました。国は「強制するものではない」と言いながら、統一化をすすめています。しかし統一化は法律で定められているわけではありません。一方で、市町村によって医療資源や被保険者の構成の違いがあり、保険料の決定権は市町村にあることは法律で定められています。交渉ではこのことを確認。県の強引な統一化を許さないたたかいに生かすことにしています。

バス路線維持、県奨学金支援など願い実現の手掛かりも

奈良県下では、学級数が12~18が「適正」だとし強引に小学校の統廃合が進められています。文科省は、学校が地域のコミュニティの中心になっており、必ずしも学級数だけを機械的に見るのではなく、地域の実情を踏まえて判断すべきと回答しました。

国公省では奈良市の山間部でのバス路線の維持など地域交通への支援を要望。中核市である奈良市は対象ではありませんが、利便増進計画を作成すれば補助の対象になることが明らかになりました。

このほか、県議団が県民の要求実現へ掲げている県独自の奨学金制度や学校給食への地産地消をすすめる際に使える国の支援メニューも明らかになり、県議団は、議会で論戦と運動に生かし、統一地方選挙勝利、さらなる要求実現へ力を尽くすとしています。宮本岳志衆院議員が参加者を激励し、国会報告しました。

コロナ病床確保の支援金削減を見直し 政府交渉での要望実る

コロナ病床確保のための緊急包括支援交付金についてこの日の交渉で、厚労省は10月から始まった減額の調整措置は見直しを明言。この日、事務連絡を発出しました。

同交付金については、この間の兵庫、滋賀の政府交渉で取り上げてきました。国は交付金の支給を来年3月まで延長する一方で、10月から、診療収益がコロナ前の1.1倍を超え、病床利用率が50%未満の医療機関に対し、減額をするとしていました。この間全国からの批判もあって見直しを迫られていました。

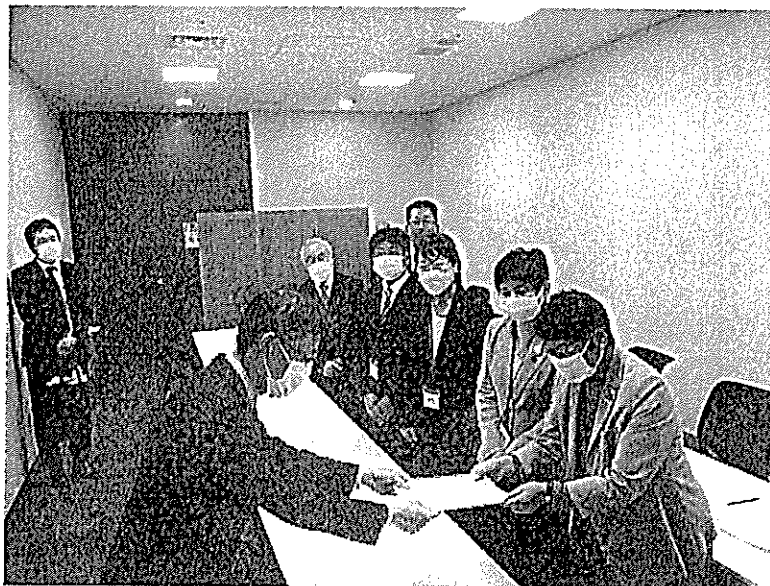
事務連絡は「地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関」「構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関」「都道府県知事がそれらに類する特段の事情があると認める医療機関」など、都道府県知事の判断で調整の対象としないことができるとしています。この問題は、15日の参院厚労委員会で倉林明子参院議員も取り上げました。

22近畿ブロック事務所ニュース

Tel06(6975)9111 Fax06(6975)9115

【府県・地区・地方議員御中・部内資料】

No. 32(2022.11.22)



2022年政府5省庁交渉

(衆議院会館会議室:レク方式で厚生労働省など5省庁)

2022・11・21 日本共産党奈良県会議員団

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 山村 幸徳

年 月 日	2022年11月19日			
場所	王寺町やわらぎ会館多目的ホール			
会議名	県政報告会&要求懇談会 in 北葛城郡			
相手方 (人数)	北葛城郡を中心に地域住民80人			
開催目的	日本共産党県会議員団の4人の県会議員が、自らが所属する常任委員会の分担にそって県政報告をおこなうとともに、要求懇談した			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>4人の県会議員がそれぞれに分担し、「奈良県政を丸ごと報告します」と銘打ち、県政報告会を開催。その際、共産党の県会議員全員が揃う場でもあり、県政に対する要求懇談をおこない、政策的課題、地域要求を聞き取った。</p> <p>県政諸課題についてパワーポイントを使用し、丁寧に報告し、また県議会で議論になっていることをリアルに報告した。</p> <p>要求懇談では多くの願い、要求が出された。</p> <p>これらについては、県議会での質問や関係機関への要望書にまとめ、要望した。また、議会論戦に活かした。</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場費	4800円	王寺町やわらぎ会館多目的ホール (議員4人が分担 19200円÷4=4800円)	94
		合計 4800円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：県政報告&要求懇談会 in 北葛城郡案内チラシ、開催の様子 (写真)			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

どなたでも参加いただけます
誘い合わせて
ご参加ください

県政の異常をたがえず日本共産党奈良県会議員団を強く大きく

力あわせて奈良県政をまると報告します

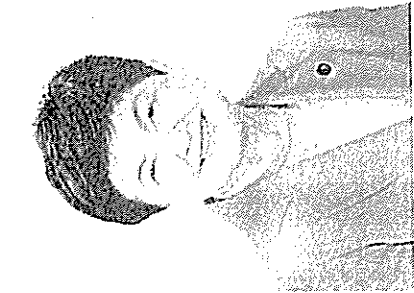
県政報告 & 要求懇談会

北葛城郡 会場

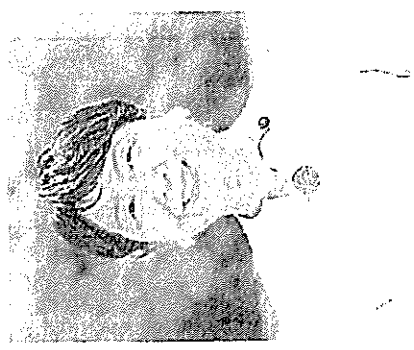
とき/11月19日(土)午後2時開会
ところ/王寺町 やわらぎ会館 研修室(3階)

王寺町王寺2-1-18 王寺町役場西となり

ホール中央県議会の中で住民の
大いなる花弁として奮闘する日本共産
党の姿を映像・資料を
使ってお話しします。



山村さちほ県議
(奈良市区)



今井 光子県議
(北葛城郡区)



小林てるよ県議
(奈良市区)



太田 敦県議
(大和高田市)



宮本 次郎県議
(生駒郡区)



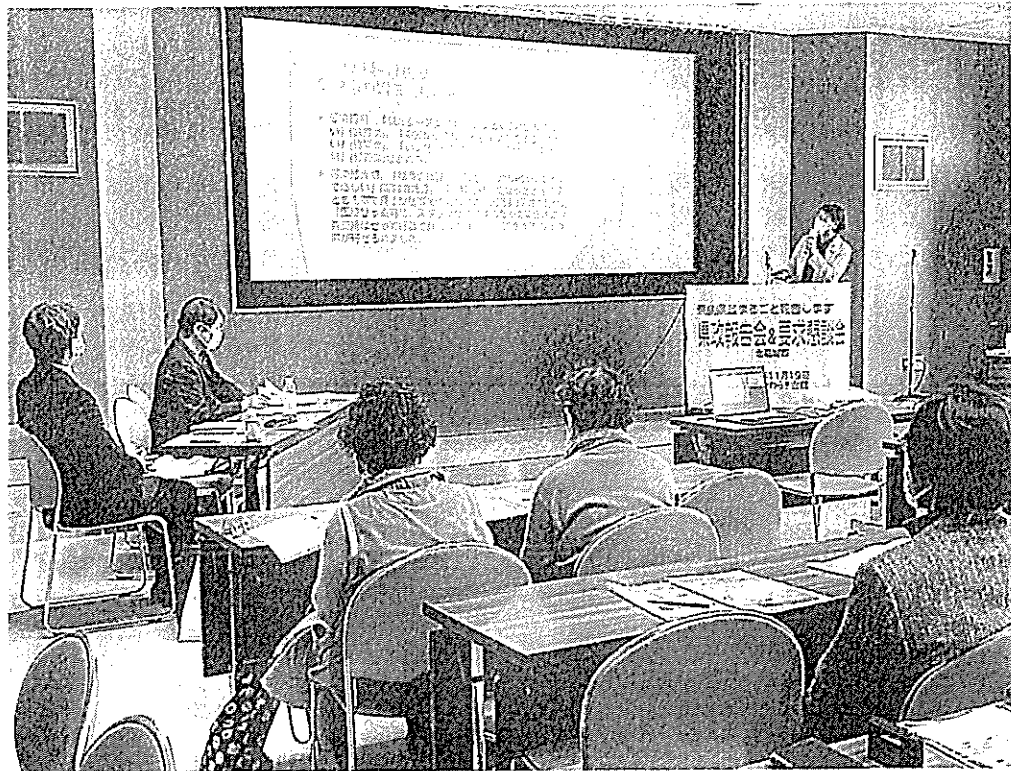
尾口 五三六郡山市議

日本共産党奈良県議員団 奈良市登大路町30奈良県議院内 TEL0742(27)5291 Fax0742(27)1492

4人の県議団そろって県政報告会 & 要求懇談会 in 北葛城郡

2022年11月19日

王寺町やわらぎ会館多目的ホール



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

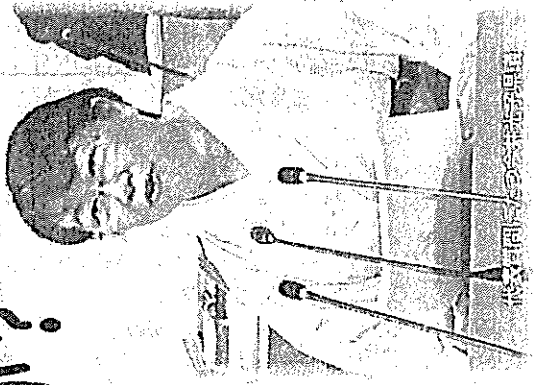
年月日	2022年12月7日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月 (NO. 120) (112370枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (10670枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問、予算委員会他)、実施した県民アンケートの結果を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> 9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、予算委員会などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 8月から実施した県政暮らしのアンケートには短期間に3200通を超す返信があった。各項目の集約をおこない、関係する行政機関や企業に要望をおこなったことを報告し、かつアンケート結果を広く県民に返した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4	102
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	112370枚分 × 1/4	103
		合計 149809円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月号 (No.120)				

注 発行した広報紙を添付してください。

9月定例奈良県議会 今井光子議員が代表質問

見通しのないリニア中心の「新 部づくり」戦略でいいんですか？

建設費を2000億円超経路建設で谷を埋め、リニア新駅と駅間を結ぶ鉄道新線建設に莫大な費用をつぎ込む計画



日本共産党の今井光子議員は9月26日の県定例県議会に代表質問に立ち、リニア新駅と駅間を結ぶ鉄道新線建設に莫大な費用をつぎ込む計画

今、困窮している県民に寄り添った施策が求められています

2021年に東京・大阪間をひたす新線建設・リニア中央新幹線があと15年でできる見込みを前に、県知事は、奈良県に建設の誘致、新駅から関西まで新線を通り、リニアの上り下り掘削した土を五ヶ所まで鉄道で運ぶ県の広域防災拠点施設に併設する2000億円経路建設に使う谷を埋めることを、新「部づくり」の骨格とした構想を打ち出しています。

関西までの鉄道新線建設に総事業費約1900億円、2000億円経路付広域防災拠点施設建設に約2000億円の巨費を投じる超大規模事業です。

リニア新幹線建設は名古屋以西はまだ何も決まっておらず。

今井議員は、①莫大な環境破壊（大井川水問題）、②大深度地下トンネルは危険（地上部の落盤事故、東京品川）、③莫大な建設費、維持費、④リニア沿線人口が17%減（JR東海は赤字に転落）、オンラインなど二重の減、⑤新幹線の4倍の電力消費など「リニア計画の問題点」をあげ、見通しのないリニア中心ではなく、今困窮している県民に寄り添った施策を早くと、抜本的見直しを求めました。

知事は、岸田総理も選挙アベを前倒して行っている。リニアについては今井議員より自分（知事）の方がよく知っている。日本の鉄道で計画されて関連しなかったことはない、などと答弁。強引にすすめる考えに固執しました。

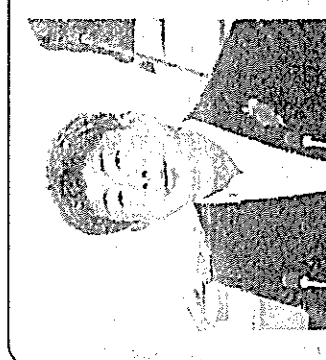
リニア計画の問題点

- 甚大な環境破壊 大井川水問題（計画案）
- 大深度地下トンネルは危険 地上部の落盤事故（東海・品川）
- 莫大な建設費、維持費
- リニア沿線人口は17%減 JR東海「赤字に転落」(2013.9月以降) JR東海 赤字経営に転落 (2021年3月以降)

今井議員が代表質問で使用したパネル「リニア計画の問題点」

の県定例県議会に提出されたコロナ対策が中心の一般質問修正予算案ですが、マイナンバーカード利活用推進事業費を含むもので、日本共産党奈良県議員回は同議案についてのみ反対。太田あつし議員が反対討論を行いました。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。しかし政府はマイナンバーカードの普及促進に相当な力を注いでいます。健康保険証を2024年秋ごろまでに原則停止し、マイ



“マイナンバーカード”取得を押し付けるな 太田あつし議員が補正予算案で討論

今井議員は、県が旧統一協会とこれまでこのような関りがあったのかをたずね、今後、一切の関係を断つことを、被選挙者に寄り添った相談窓口を県に設置するよう求めました。

旧統一協会の被害者救済の窓口設置を

知事は、関係団体が主催する自転車イベント（ピストロード）に知事のメッセージを送っていたこと、県主催の大和川一斉清掃事業に旧統一協会の地域教会が参加していたことを明かし、「今後は各種行事に出席や後援などを求める団体について社会的問題がどうかを調査して、慎重に対応する」と答弁。相談窓口の設置については「検討したい」と述べました。

知事がピストロードにメッセージを送っていたのは2019年と21年の3年間。今井議員が「2019年は知事選挙の年だったが、統一協会から選挙ホスピタリティのお礼ということになったのか」との質問に、知事は「一切ありません」と答えました。

「国葬に莫大な税金を使わずに、困窮している人を助けよう」 知事の「国葬」参加に

安倍元首相の「国葬」に知事が公費で参加するにあたり、今井議員は公費を支出するべきではないと主張。知事は「国葬」出席は公費とあるため、公費で出席するのは当然」と述べましたが、今井議員は「「国葬」に莫大な税金を使わずに、困窮している人を助けよう」と主張しました。

平野町のメカソーラー開発で事業者の申請書類に虚偽の記載があり、このため県の

ナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に切り替える方向で検討しており、これは事業上の義務化です。

カード交付開始から6年10カ月が経過。普及が進まなかったのは国民があえてカード取得の必要性を感じていないからです。

個人情報保護に対する懸念やデジタル機器を使いこなせない人は行政サービスから取り残される恐れがあります。また、「効率化」を口実に市町村の窓口が廃止、縮小されれば相談も難しくなります。今後、運転免許証との統合も計画しています。

マイナンバーカードの利用を国民生活のおもむきよき分野に拡大するには、個人情報の集中や国家による一元管理の危険が指摘されています。

国民が望んでいるわけではない「全員取得」を押し付けるべきではありません。

命を亡くした工事が停止している問題で今井議員は、心霊施設工事が進捗していないのはなぜかをたずね、「住民は何か降るたびに土砂災害の不安がある。早急に防災工事を実施してほしい」と主張しました。担当課長は「事業費は年内に防災工事を実施する。関係団体と話し合い、年内に着手する計画だと回答しました。」

知事は、関係団体が主催する自転車イベント（ピストロード）に知事のメッセージを送っていたこと、県主催の大和川一斉清掃事業に旧統一協会の地域教会が参加していたことを明かし、「今後は各種行事に出席や後援などを求める団体について社会的問題がどうかを調査して、慎重に対応する」と答弁。相談窓口の設置については「検討したい」と述べました。知事がピストロードにメッセージを送っていたのは2019年と21年の3年間。今井議員が「2019年は知事選挙の年だったが、統一協会から選挙ホスピタリティのお礼ということになったのか」との質問に、知事は「一切ありません」と答えました。

日本共産党 奈良県議会だより

NO.120

2022年 11月

日本共産党奈良県議員回

県会議員 山村さち子
 県会議員 今井光子
 県会議員 小森てるみ
 県会議員 太田あつし

830-8501 奈良市大寺町300 奈良県議会内
 Tel:0742(27)5291 Fax:0742(27)1492
 Eメール naraker1-jcp@forest.ocn.ne.jp

2021年県決算認定 反対論

山村 幸徳 議員



2021年度決算の承認が、おこなわれました。山村幸徳議員が反対論に立ちました。

コロナ感染対策
これ以上の削減は認められません
令和3年度も新型コロナウイルス感染症が感染拡大の波を繰り返す中で、保健所をはじめ、県職員の方々に負担を軽減していただきました。県のコロナ感染対策としては、主に入院病床の確保、療養のためのホテル確保、事業者への融資制度の利子補給などに取り組まれましたが、コロナ感染症によって、経営困難に陥った医療・介護事業所、障がい者事業所の財政支援を求め、要望が強くあるにもかかわらず、県独自の支援策はありません。また、中小事業者からも、支援を求める要望が寄せられましたが、国交支援の対策は実施されませんでした。

コロナ対応で逼迫する保健所の体制強化は待たないです。県民は本庁職員の応募、臨時職員の採用、ようやく

令和4年度に保健師を16名採用されましたが、吉野・内吉野保健所を統合し、4か所に削減。地域医療構想では、病床機能分化と病状転換を進めて病床が2021年度までに550床減少し、介護医療院などに転換されています。コロナ感染症が増加する中で、自己療養を余儀なくされる方が増え、救急搬送困難事例も発生しています。これ以上の病床削減は認められません。今後、このような新たな感染症が起るかわかりません。感染症病床や保健医療体制の強化こそ必要です。

大型事業費予算案
県民の暮らし最優先
一方、実現の最速しの持てなにより、新幹線の誘致と関西新幹線の開業には、すでに調査費用として1億4000万円を投入しています。大規模防災拠点への2000坪滑走路の整備、平城宮跡公園の新たな歴史体験設備など、不要不急の大型事業を推進していますが、これらは

見直さなくてはなりません。

県域水道一体化事業は、広く県民への周知を、県域水道一体化について、奈良市は、水道の自治を守る観点から、離脱を決めました。一体化について、県民にはほとんど内容が知られておらず、市町村にも情報が届いていません。広域化ありきで進めるのではなく、県民参加で議論して、住民自治を大切にすることを求めます。

以上の点から、令和3年度決算認定に反対します。

お詫びと訂正
6月定例会県議会報告の日、本共産党奈良県議員団が発行「県議会だより」の「日本共産党が提案「種痘被害への対策を求める意見書」」の全会一致採択されました。

の記事にある「公教育に人権シニアの視念に立つた包括的性教育を位置づけることなどを求めています」とは、意見書の中に含まれていませんでした。お詫びして訂正します。

日本共産党議員団が提案した「シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等保存方法インボイス制度導入にかかる適切な措置を求めると」の意見が、全会一致で採択されました。小林昭代議員が提案しました。



シルバー人材センターへの消費税・インボイス制度導入は「適切な措置を講ずる」よう国に求める
日本共産党の提案が全会一致で採択

ご協力ありがとうございました。 3200通超の返信をいただきました。 びっしり書き込まれた要求、願い実現へ全力で取り組みます



1 コロナ禍で暮らし向きはどうか(複数回答)

- (1) 収入が激しく減った(67.6%)
- (2) 7割の人が働きづらく、理由には、①物価があがった(59.9%)、②年金が下がった(32.4%)などをあげました。
- (3) 食費を削減したり(55.2%)、娯楽を控えて(46.2%)、貯金を取り崩して(34.6%)対処しています。コロナ禍は日常生活に重大な影響を与えています。

2 子育て支援で何を求めるか(複数回答)

- (1) 子ども医療費無料化に(39.1%)
 - (2) いじめ、不登校対策(39.0%)
 - (3) 給食の無料化(34.1%)
 - (4) 通学路の安全対策(30.7%)
 - (5) 学校のトイレの改善(22.2%)
- ★(1)(2)は奈良モデル事業として県主導で広域化がいつに迫られた分野ですが、4割以上の県民が困っていることです。

3 高齢者支援で何を求めるか(複数回答)

- (1) 介護保険料利用料の引き下げ(51.1%)
- (2) 年金の引き上げ(50.0%)
- (3) 後期高齢者医療費窓口負担引き下げ(41.3%)
- (4) 介護福祉従事者の処遇改善(39.8%)
- (5) 特養ホーム等高齢福祉施設の充実(39.0%)
- (6) 免許返納後の支援拡充(37.3%)

5 公共交通問題で要望を(自由記載)

返信者の3分の1の方が、要望、願いを書き込みました。「ダイヤが割増し不便」「高い」「道路や歩道が凹凸、なんとかして」などの共通した意見をはじめ、地図入りで「ここにカーブミラーを」となど、願いが書き込まれました。

6 2000坪滑走路付広域防災拠点施設建設、県域水道一体化事業の賛否

- 2000坪滑走路付広域防災拠点施設建設について
 - (1)賛成(16.6%)
 - (2)反対(44.0%)
 - (3)わからない(39.5%)
- * 設問2、3、4、7は複数回答なので、全ての返信者のなかでチェックした(望んだ)割合を%で示しています。

7 国政に何を望むか

- (1) ケア労働者の処遇改善(79.8%)
- (2) 気候変動対策(73.7%)

- 県域水道一体化(広域化)事業について
- (1)賛成(17.4%)
- (2)反対(42.4%)
- (3)わからない(40.3%)

★どちらの側にも「賛成」が7%、「反対」が20%からない(わからない)40%前後です。★これほど県民生活にわかり、巨額の税金が投入される事業であるにもかかわらず、4割の方々がわからないという事実を、大情報に十分公開し、県民の議論を大いに促さなければなりません。



新婦人奈良本部は10月20日、健康保険料を2024年に申し入れました。同カードがなくなっても役所手続きができることを周知するよう求めました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 山村 幸徳					
年月日	2023年1月13日 他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2022年12月号 (46350 枚)				
対象者	奈良市民				
配布方法	新聞折込 (43350 枚)、街頭配布・ポスティング等 (3000 枚)				
発行目的	9月定例会県議会での共産党県議団の論戦など、県政上の重要課題の議会論戦を広報し、県民要求で政府各省庁交渉をおこなったことの内容を周知し、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月定例会県議会でおこなった決算審査について広報し、大型開発推進で県民の暮らしにしわ寄せをしている実情を知らせ、議論を呼びかけた。 ・ 9月初旬からおこなった2022年県政暮らしのアンケートの3000通を超す返信 (回答) の集計結果を知らせ、また、書き込まれた地域の要望をつぶさに調査、必要な申し入れなどをおこないながら、その過程を知らせた。 ・ 兵庫県但馬空港を視察し、五條市に建設されようとしている2000坪級の滑走路を維持管理するためにどれほどの県民負担が生じるのかを広報し、自分事として考えることの大切さを訴えた。 ・ 意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	207900 円	46350 枚分	119
	新聞折込代	奈良産経企画	133518 円	@2.8 円×43350 枚×1.1 (消費税)	117
	合計 341418 円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2022年12月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは

日本共産党奈良県会議員

2022年12月

山村さちほです

山村さちほの県議会だより

県議会報告版

日本共産党奈良県会議員団
奈良市登大路町30奈良県議会内

tel 0742-27-5291
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

Facebook: 山村さちほ

訪問をお待ちしています
毎日更新 認めてください

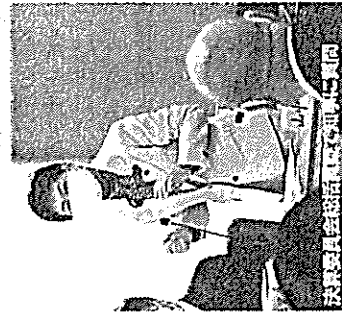


お元気ですか

各地で共産党議員団4人の議員が揃って県政報告と選挙意識調査を開いています。どこでも多数の方々の参加を得て、知事のすする大規模築造プロジェクトへの懸念の声があり、救急搬送や介護保険の改善への心配、道

路の安全対策、不意候への対策などたくさんのご意見と要望を聞かせていただきました。知事と対決して頑張ってきた県議団への励ましに、感謝が溢れています。誰もが人間らしく生きられる奈良県に、引き続き頑張ります。

奈良県議員
山村さちほ



2021年度奈良県予算の決算審査がおこなわれ、県予算の使い方についてエッセイ各部門にわたり25項目の質問をしました。

知事がすすめる大規模築造(平城宮跡に新たに体験館建設50億円)、NAETICへの研修棟とホテル建設(25億円)、五條市に2000㎡薄走路建設大規模広域防災拠点施設とあわせて720億円)、リア中央新幹線奈良市近駅から関西国際空港への鉄道新線建設(300億円)などを見直し、中小事業者への物価騰貴・コロナ対策の支援や保健師や医療体制強化、子ども医療費の窓口無料など暮らしを応援すべきと反対討論しました。

日本共産党以外の議員が賛成。私たち市民とともに選挙するなかで、新たに保健師が16名採用され、高齢者障害者施設などでPCR検査が拡充されました。国民健康保険会計の黒字分を保険料の減額にあてることが表明されました。引き続き、命と暮らしを守るために頑張ります。

奈良県議会議員・決算審査

大型開発推進の決算に反対 県民の暮らし・命 最優先に

子供医療費助成制度 国のべナルテイなくして

医療の不公平を改めよ

日本共産党奈良県議員団(山村幸穂団長、4人と県議候補は21日、山下芳生参院議員事務所を窓口、政府5省庁に41項目の要望を掲げ、交渉しました。

が統一しようとしている問題では、保険料などの決定権者は市町村であることも厚生労働省に確認しました。文部科学省では、自治体が独自に奨学金制度を実施する場合は国の支援があること

政府交渉へ行ってきました

県民の願い実現へ



子どもの医療費助成に国がべナルテイをかける問題では、「窓口立替払いをやめても受診者数は増えていない」という自治体の調査もある。お金のあふなしで必要な医療にかかれぬ不公平を改めよ」と求めました。

象ではないが、『利便増進計画』を作成すれば、補助の対象となる」と回答。奈良県議団は旧奈良監獄の保存や平城宮跡内の近鉄戦移設問題でも後世に歴史的遺産をしっかり継承すべく求めました。日本共産党奈良県議員が参加者を激励し、国会報告をおこないました。

小学校統廃合問題では「学級数で機械的に進めるのではなく、地域の事情に添って市町村が判断できる」との回答を得ました。奈良市やバス路線が縮小されようとしている問題で、市交遺長「中学校市で補助が

小学校統廃合問題では「学級数で機械的に進めるのではなく、地域の事情に添って市町村が判断できる」との回答を得ました。奈良市やバス路線が縮小されようとしている問題で、市交遺長「中学校市で補助が

但馬空港は1200㎡の滑走路でも年間維持費は5億円

兵庫県但馬空港と「総合防災拠点施設」を視察



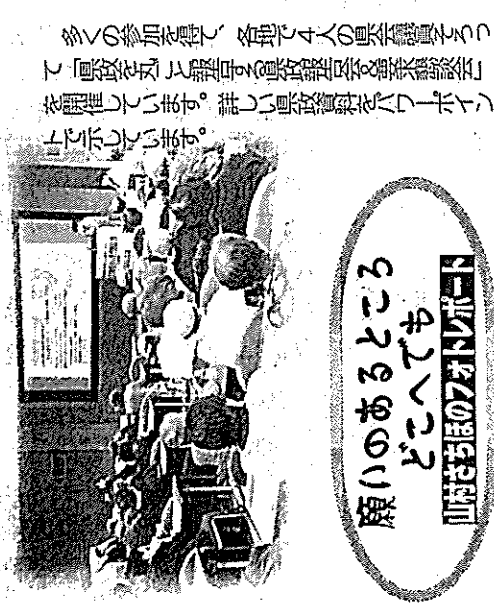
総務委員会委員の県外視察で兵庫県たまたま空港(上)、兵庫県総合防災拠点施設(左)を視察。阪神淡路大震災の教訓を学びました。

マイナカード義務化に反対



新日本婦人の会奈良県本部は「マイナカードを義務化し、強制しないで」と知事選に申し入れ。任意取得の健康保険証をマイナカードと一体化して強制取得させることがないように求めました。

共産議員団も「県政報告会」



多くの参加を得て、各地で4人の県議員も「県政報告会」を開催しています。詳しい県政資料を「ホームページ」で示しています。

県政暮らしのアンケートに多数のご協力 ありがとうございます びっしり書き込まれた要求 願いの実現に 全力で取組んでまいります



県政暮らしのアンケートへのご協力ありがとうございます。9月初旬に取り組みをはじめて以来、短期日のうちに全県で3200通を超える回答(山村幸福議員あての返信は1060通、11月10日現在)が寄せられました。

コロナ禍や物価の高騰で暮らし向きが厳しくなり、子育て支援では「子ども医療費を無料に」または、高齢者支援では「介護保険料や利用料の引き下げ」「年金の引き上げ」など切実な願いを寄せていただきました。また、地域の要望として「ガタガタの道路・歩道を整備してほしい」「バスのを整備してほしい」などのご意見もいただきました。

①子育て施設で望むこと(複数回答)多い順番に、1)子ども医療費無料化(41%)、2)いじめ・不登校対策(40%)、3)給食費無償化(33%)、通学路の安全対策、学校のトイレ改善(洋式化など)が続いています。

②高齢者対策で望むこと(複数回答)多い順番に、1)介護保険料引き下げ(55%)、2)年金引き上げ(50%)、3)介護従事者の処遇改善(41%)。これに後期高齢者医療費

③コロナで暮らし向きは? 70%の方が「厳しくなった」。物価があがったかとした人が50%(複数回答)でした。このため、「食費・光熱水費を切り詰め」(56%)、「娯楽をカット」(46%) (複数回答)などで対応しました。

窓口負担の引き下げ、免許返納後の高齢者移動支援充実の願いが続きました。

④県政に期待すること 国保料引き下げ、上下水道引き下げを4割の方が求めています。最低賃金引き上げ、県道の整備促進がこれに続きました。

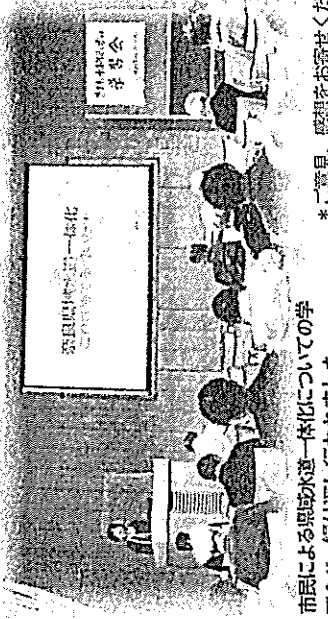
⑤県道水道一体化について 賛成4% 反対50% わからぬ36%

⑥2000㎡滑走路建設について 賛成6% 反対48% わからぬ36%

⑦⑧の問いでは、莫大な費用を使い、私たちの生活にかかわる重要な

奈良市水道 自治を守る!

県がすすめる水道の一体化計画(27市町村水道を統合)に奈良市は参加しないと市長が表明。奈良市では市の水道事業として100年も運営され、安心して安全な水を、県下でも安い料金で提供してきました。災害時にもすぐに対応できるよう、大切な水源と浄水場を守り、住民の声が届く水道の自治を守ろうと、多くの市民が立ち上がり、県城水道一体化に反対する運動を進めた結果です。



わたしたちも県城水道一体化ではなく、地域の水源を守れと主張してまいりました。

制シバ人材センターへの消費税をボイス導入は適切な措置を求める意見書を採用

日本共産党奈良県議会議員団が提出した「シルバー人材センターの安定的な事業運営のために資格請求書保存方式(インボイス制度)導入にかかる適切な措置を求める意見書」が、全会一致で採択されました。小林徳代議員が提案しました。

お詫と訂正

山村幸福の6月県議会報告「こんにちは山村さちほです」の「共産党が提案 県民福祉への対策を求める意見書 全会一致採択されました」の記事にある「公教育に人権・シニアの視点に立った包括的性教育を位置づけることなどを求めています」は、意見書の中に含まれていませんでした。お詫びして訂正します。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)						
					会派・議員名	山村 幸徳
年 月 日	2023年2月9日他					
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月 (NO. 121) (112800枚)					
対象者	奈良県民					
配布方法	新聞折込 (101700枚)、駅頭配布等 (11100枚)					
発行目的	12月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問・一般質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く					
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例県議会での日本共産党議員の本会議、委員会の発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・新年度予算編成の時期にあたり、県議、県議団に寄せられた要求、願いを予算に反映するよう求め、予算要望書を知事に提出。懇談したことを、要望内容と合わせて詳報した。 ・県議団が取り組んだ県政暮らしのアンケートに書かれた身近な要求から、国政にかかわるものを政府省庁交渉を実施し、国に要望したことを知らせる。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。					
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号	
	新聞折込代	奈良産経企画	78309円	(@2.8円) 101700枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4	127	
	印刷代	関西共同印刷所	63250円	112800枚分 × 1/4	126	
	合計 141559円 (100%充当)					
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月号 (No.121)					

注 発行した広報紙を添付してください。

暮らし・福祉を守る 県民に寄り添い、 県政実現に全力



2023年新春

戦争が平和か—日本も世界も歴史的岐路に立つ新しい年が幕をあげました。大増税の「戦争する国づくり」ストップ！、大型公共事業を中心の政治から、「住民こそ主人公」、県民のいのち、暮らし・営業を守る政治に転換するため、今年も全力で頑張ります。

相談申請をためらう事のないうち 公正適正な生活保護のしおひを

新型コロナウイルス禍のもので、生活困窮者は増加していますが、生活保護申請数は、伸び悩んでいます。

その原因として生活保護制度の周知不足や「生活保護はイヤ」という制度に対する認識の強さ、相談しにくいと認識的な対応をされたからと相談したくないという行政不信があります。

小林昭代議員は代表質問で、生活保護を本来の意味で権利にするための行政の取り組みが強く求められていると強調しました。

小林議員は、1つは、人々の生活保護への意識を養っていくこと、2つは、「相談しにくいところ」を

生活保護受給は国民の権利！

12月定例奈良県議会は12月7日開 12月7日 小森昭代議員が代表質問
会、一般会社期正予算案などを審議、 問 8日に山形市議員が一般質問
議決は16日に閉会しました。 をおこなわれました。



代表質問
小森 昭代議員

の割合で、生活保護申請数に比べて「生活保護のしおひ」が親切でないという状況に悩まされています。3つは、「生活保護のしおひ」が親切でないという状況に悩まされています。3つは、「生活保護のしおひ」が親切でないという状況に悩まされています。

自治体での運用にかかっています。生活

地下水脈をきり、木簡など埋蔵文化財消失の恐れ 平城宮跡内 近鉄線移設・地下化計画は 本当に必要ですか 見直しを求める



一般質問
山村 幸穂議員

議は必要だが、宮跡内の掘削は過去5年間無事故で発掘も比較的軽微だとして別急務とすべきだと主張しましたが、知事は「木簡よりも人の命が大事」と断言。あくまでも移設を推進する姿勢です。

また、山村議員が奈良県の性暴力被害

山村幸穂議員は一般質問で、平城宮跡を横切る近鉄線移設について知事に質問しました。

踏切の渋滞対策として近鉄大和寺駅から奈良駅までの路線を簡側へ移設して大宮通りの地下を導く計画は、「世界遺産に認定された平城宮跡の木簡など埋蔵文化財に影響を与える危険性が高い」と指摘しました。国宝の「平城宮跡出土木簡」3184点などは、豊富な地下水によって保存されてきたと強調し、「地下トンネルを掘ることは、この貴重な木簡や遺物を保護する土を半ば永久に剥き取り、水の流れを変え、埋蔵文化財を消失させる危険がある。多額の費用負担をして、移設、地下化が必要なのか、検討が必要だ」と主張しました。今後、人口減少などで渋滞が発生しない可能性も指摘しました。

これに対して知事は、国から法に基づき踏切道改良が求められているもので、交通渋滞と踏切事故をなくす安全対策だと答えるにとまりました。山村議員は、西大寺駅周辺の渋滞対

策は必要だが、宮跡内の掘削は過去5年間無事故で発掘も比較的軽微だとして別急務とすべきだと主張しましたが、知事は「木簡よりも人の命が大事」と断言。あくまでも移設を推進する姿勢です。

日本共産党 奈良県議会だより
2023年 1月 11日
NO. 121

日本共産党奈良県議員団

県会議員 山村幸穂
 県会議員 今井光子
 県会議員 小林てると
 県会議員 小森昭代
 県会議員 大田あつし

〒630-8501 奈良市大宮町100番地
 TEL 0742(27)5291 Fax 0742(27)1492
 Eメール naraker-jap@forest.ocn.ne.jp

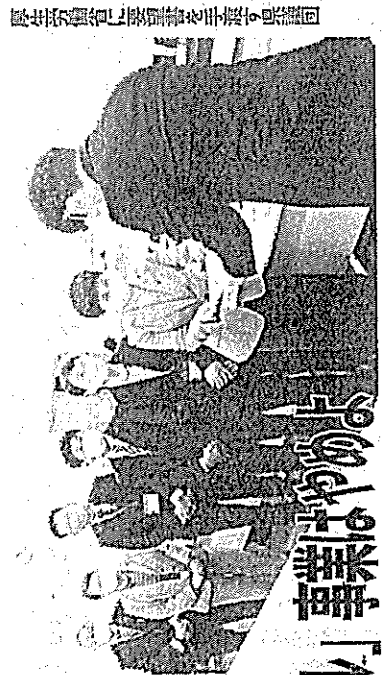
子ども医療費助成制度、18歳までの対象拡大と 病院窓口での「完全無料」の実現を 病院窓口での支払いのない

暮らしと平和を脅かす政治の真実

日本共産党奈良県会議員 回谷仁典氏 厚生労働省 文部科学省 文化庁、国土交通省、建設省の政府も省庁に、県議団に寄せられた国政要求41項目を要請。交渉しました。

子ども医療費助成で、国がべんりな予算をきつることで自治体はきつる制度助成の負担がますます問題で、「お金のあふるなして必要な医療に力かれない不公平を改めるべきだ」と求めました。小中学校統廃合問題では「地域の事情に添ってすすめるべき」ともなしました。

県内のバス路線が縮小されようとしている問題、平城宮跡内の近鉄線移設・地下化問題などで、県民の暮らしを守り、養育らしい自然と文化遺産を守るための事業を進められようとの主張を求めました。



厚生労働省にも要請書を手渡す回谷氏

国政に、県政に 実現せまる 願いを届け



県政暮らしのアンケートに寄せられた願い
奈良県民の暮らしを守るための要請

日本共産党奈良県会議員 回谷仁典氏 新年度予算編成にあたり、共産党県会議員団に寄せられている県政にかかわる要請を、県予算に盛り込むよう求めて「2023年度予算要望書」を提出。菅正正副知事と懇談（1時間）しました。

予算要望書は要請41項目、個別の288項目。

新型コロナウイルス感染症対策の推進、急激な物価高騰で暮らしと営業が直撃をうけているのに対して暮らしと営業応援の手立てをとらざるは、高まる燃料、後期高齢者医療費窓口負担の引き下げを求め、莫大な予算を投入する2000億円滑走路建設計画や先の見えないうち中長距離線「奈良市近郊駅」設置と関連付けた鉄道新線計画を見直し、住民こそ主人公の予算編成に切り替えるよう求めました。

市町村の独自の取り組みを押さえつけ、地方の自治を壊す「奈良モデル」事業はやめよ

本会議最終日には今井光孝議員が討論に立ちました。今議会も討論にたつたのは日本共産党のみ。他党は賛成反対いずれの討論もせずに全ての議案に賛成しました。

今井議員は、12月議会提出の補正予算書の議案が政府交渉でも取り上げた人口対策で医療機関の全廃や光熱費対策等が中心でしたが、日本共産党奈良県議団は提出議案の中から議案に反対しました。

知事、副知事の特別職報酬引き上げ条例、自民党などが議員提案した議員報酬の引き上げ条例は、物価高騰で県民が食費や光熱費を削るなどしているなかで県民感情にそぐわないとして反対しました。

個人情報保護条例の改正は、国の作った法に従うものですが、個人情報保護法後進するものであり反対しました。

奈良県には理工学部がないので若者が県外流出するとして新たな学部の設置が必要と

新たな工科大学を県内に設置するといふ計画が急遽出されました。この計画は国の大学の設置基準が専任教員の大幅減少など、大幅な規制緩和がとられたことあり、学生の学び環境確保が心配されます。地域の産官学の中核として企業との共同研究、成果に合わせた絶やと柔軟な事業など、県計画の円滑な国の政策そのものでも、また、菅田知事は、経済安全保障の名のもとに軍事費増大の相当な約束をしており、日本の研究者や研究機関、民間企業は科学技術力増進のために動員される危険があり、現に新年度の防衛省の研究開発費は総研費を回している。

大学は権力の支配に屈することなく、教育研究を通じて平和と人類の福祉の向上に真に寄与するべきと考え、新大設置の議案に反対しました。

その他の議案には賛成しました。



意見聴取 太田 教訓

「地域の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める高見書」 全会一致で可決

新年度予算編成にあたり、共産党県会議員団に寄せられている県政にかかわる要請を、県予算に盛り込むよう求めて「2023年度予算要望書」を提出。菅正正副知事と懇談（1時間）しました。

予算要望書は要請41項目、個別の288項目。

新型コロナウイルス感染症対策の推進、急激な物価高騰で暮らしと営業が直撃をうけているのに対して暮らしと営業応援の手立てをとらざるは、高まる燃料、後期高齢者医療費窓口負担の引き下げを求め、莫大な予算を投入する2000億円滑走路建設計画や先の見えないうち中長距離線「奈良市近郊駅」設置と関連付けた鉄道新線計画を見直し、住民こそ主人公の予算編成に切り替えるよう求めました。

本会議最終日には今井光孝議員が討論に立ちました。今議会も討論にたつたのは日本共産党のみ。他党は賛成反対いずれの討論もせずに全ての議案に賛成しました。

今井議員は、12月議会提出の補正予算書の議案が政府交渉でも取り上げた人口対策で医療機関の全廃や光熱費対策等が中心でしたが、日本共産党奈良県議団は提出議案の中から議案に反対しました。

知事、副知事の特別職報酬引き上げ条例、自民党などが議員提案した議員報酬の引き上げ条例は、物価高騰で県民が食費や光熱費を削るなどしているなかで県民感情にそぐわないとして反対しました。

個人情報保護条例の改正は、国の作った法に従うものですが、個人情報保護法後進するものであり反対しました。

奈良県には理工学部がないので若者が県外流出するとして新たな学部の設置が必要と

新たな工科大学を県内に設置するといふ計画が急遽出されました。この計画は国の大学の設置基準が専任教員の大幅減少など、大幅な規制緩和がとられたことあり、学生の学び環境確保が心配されます。地域の産官学の中核として企業との共同研究、成果に合わせた絶やと柔軟な事業など、県計画の円滑な国の政策そのものでも、また、菅田知事は、経済安全保障の名のもとに軍事費増大の相当な約束をしており、日本の研究者や研究機関、民間企業は科学技術力増進のために動員される危険があり、現に新年度の防衛省の研究開発費は総研費を回している。

大学は権力の支配に屈することなく、教育研究を通じて平和と人類の福祉の向上に真に寄与するべきと考え、新大設置の議案に反対しました。

その他の議案には賛成しました。

2022年度事務所状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

① 務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良市西木辻町200番地の21 岡井ビル1階西側 (店舗兼居宅) 電話 0742 (23) 3010 延べ床面積 約43.0㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 ()) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 43.0㎡ (a) うち政務活動使用面積 21.5㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 21.5 / 43.0 → 按分率 50%
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 後援会事務所との面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50% (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率)
⑨ 備考	賃貸借住宅標準契約書を添付 (平成17年8月31日付「契約書」第3条、契約内容に異議、変更がないとき、契約を継続するにしたがって、継続する)

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借住宅標準契約書

岡井ビル
1F西側

平成 17 年 8 月 31 日



社団法人 奈良県宅地建物取引業協会制定

賃貸借契約書 (店舗・事務所)

所在地	奈良市西木辻町200番30、200番21	
物件名	函井ビル (1F西側)	契約区画
構造	鉄骨造3階建	専有面積
物件表示		約43㎡ (13坪)

賃貸借期間	平成17年9月1日～平成18年8月31日まで2年間						
保証金							円
賃料	金80000						円 (込)
共益費							円
解約引							円
礼金	金250000						円
水道代	金30000						円
支払期限	翌月分を毎月末日迄に指定された方法で支払う。						
支払方法	(自動引落・銀行振込)郵便局銀行			支店			
使用目的	(普通・当座)預金 口座番号 N			名義人			
	事務所			貸主(6)ヶ月前予告 借主(1)ヶ月前予告			

別添特約事項	
特約事項	

鍵預り書

貸主	様	後目録/不正お返し可
	本	メーカ
	本	メーカ
	本	メーカ
	本	メーカ

お預かりした鍵を万一紛失した場合は、その鍵の交換費用を負担致します。

平成 年 月 日

借主 山本幸徳



貸主(甲)と借主(乙)との間において、本日賃貸契約を締結し、その成立を証する

為本書式通を作成し、甲・乙記名押印の上各自志道を保有する。

平成 年 月 日
 貸主(甲) 住所 [Redacted]
 名称 (氏名) [Redacted]

甲の代理人 住所 TEL [Redacted]
 名称 (氏名) [Redacted] 印

借主(乙) 住所 奈良市西木村町27-6 Uボートズジョ/302号
 名称 (氏名) 山村 幸穂 TEL 0742(23)3565
 勤務先住所 奈良県生駒市 奈良爆発研究所

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]
 勤務先名 [Redacted]
 勤務先住所 [Redacted]

借主(乙)との連絡 係人 [Redacted]
 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 美田 TEL ()
 勤務先名 [Redacted] TEL ()
 勤務先住所 [Redacted]
 借主(乙)との連絡 [Redacted]

仲介業者 ① [Redacted]
 ② [Redacted]

契約条項 (店舖・事務所)

- 第1条 (契約の締結) 貸主(以下「甲」という。)および借主(以下「乙」という。)は、保証表示物件(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。
- 第2条 (使用目的) 乙は、本物件内に居住し、もしくは乙の家族、従業員その他の者を居住させてはならない。
- 第3条 (契約期間) 契約期間は、保証表示の賃貸借期間とする。
- 第4条 (賃料) 賃料、保証料等は、月額を保証表示金額のとおりとし、乙は保証表示の支払期限、支払方法にて一括して支払うものとする。なお、送金手数料は乙の負担とする。
- 第5条 (前払) 前項の契約期間が終了する日までに甲・乙双方負担がなければ本契約は同一条件で更新されたものとする。
- 第6条 (更新) 前項の契約期間が終了する日までに甲・乙双方負担がなければ本契約は同一条件で更新されたものとする。
- 第7条 (保証) 賃料、保証料等は前条の契約期間ごとに変更するものとする。
- 第8条 (更新) 賃料、保証料等は前条の契約期間ごとに変更するものとする。
- 第9条 (更新) 賃料、保証料等は前条の契約期間ごとに変更するものとする。
- 第10条 (更新) 賃料、保証料等は前条の契約期間ごとに変更するものとする。
- 第11条 (更新) 賃料、保証料等は前条の契約期間ごとに変更するものとする。



4 乙またはその代理人もしくはその顧客が故意または過失により、本物件および本物件運物並びに共用部分その他を滅失もしくは破壊したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し甲の指示に従い、乙の責により修復するかまたはその損害を甲に賠償しなければならぬ。

12 条 (附 約)
乙が、下記の条文中に該当するとき、甲は直ちに本契約を解除することができる。
一、本契約にかかわらず入居申込書に記述の事項を記載したり、または不正な手段により本物件を賃借したとき、
二、本契約による権利の、他人への譲渡、質取、差押、差押、その他所有の全部または一部の移転をしたとき、
三、本契約に於ける目的以外の目的に使用した場合、
四、本契約に於ける目的に危険となる行為および近隣に迷惑を及ぼす行為をしたとき、
五、本契約にかかわる賃料、共益費等の支払を2ヶ月以上遅延して滞りしたとき、
六、本契約にかかわる賃料、共益費等の支払をしはば滞りしたとき、
七、賃主に何ら通知せずして無断で1ヶ月以上の長期にわたって不在したとき、
八、自治体または警察官等の警告を受けたとき、または被差、和親、会社更生、整理、精算等の申し立てがあったとき、
九、監査官より営業免許もしくは許可を受けず、または営業免許をせすに営業を営んだとき、もしくは監督官庁より取消処分を受けたとき、
十、乙が合併されたとき、または解散したとき、
十一、乙または乙の代表者が刑事罰を受けたとき、また本契約を締結した重要な背信行為を成したとき、
十二、本契約の各条項に違反したとき、また本契約を締結した重要な背信行為を成したとき、または、甲の指示する十三上記各条項以外に、甲の指示する事項に違反する行為があったとき、
十三、甲が本契約に於ける事項以外の事項につき、本契約に違反する行為をなすことを通告し、その期間内に履行しなかったときは、本契約を解除できる。

13 条 (原状回復および引渡し)
一、甲または乙が賃借期間中に本契約を解除しようとするときは、甲、乙共に原状回復のしるべき事項を記載した管理規定に違反したときは、相当の期間を定め、契約または指示事項を遵守すべきことを通告し、その期間内に履行しなかったときは、本契約を解除できる。
二、甲または乙が賃借期間中に本契約を解除しようとするときは、甲、乙共に原状回復のしるべき事項を記載した管理規定に違反したときは、相当の期間を定め、契約または指示事項を遵守すべきことを通告し、その期間内に履行しなかったときは、本契約を解除できる。

14 条 (立入り)
一、甲または乙が賃借期間中に本契約を解除しようとするときは、甲、乙共に原状回復のしるべき事項を記載した管理規定に違反したときは、相当の期間を定め、契約または指示事項を遵守すべきことを通告し、その期間内に履行しなかったときは、本契約を解除できる。

15 条 (運送保証人)
一、甲または乙が本契約上甲に対して負担する一切の損害につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。
二、甲または乙が本契約上甲に対して負担する一切の損害につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

16 条 (管轄裁判所)
一、甲または乙が本契約上甲に対して負担する一切の損害につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

17 条 (備 註)
一、甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

特約条項

- ① 乙は、借家人賠償責任保険（火災保険）を必ず、付保するものとする。
- ② 礼金25万円は退去時に返還しないものとする。
- ③ 本物件は事務所としての利用であるため、それ以外に用途を変更する場合は甲の承諾を必要とします。
- ④ 本契約書第13条1項、2項の原状回復に就いては、甲・乙立会協議の上、甲の承認があれば箇所残置もあることとする。
- ⑤ 本契約書第4条の賃料、水道代は、下記郵便局へ振込支払をなすものとする。水道代金月額参千円は利用状況によって甲・乙協議の上、価格改定を行う場合がある。振込にかかる手数料は乙の負担とする。
- ⑥ ポスター、旗等の広告物は室内に限り、窓に貼ること、室外に掲示することは禁止とします。
- ⑦ 本物件敷地内に自動車や駐車をすることは禁止です。自転車の置き場については、甲の家族の自動車の出入りに邪魔にならない箇所に置くようにする。
- ⑧ 看板の設置の際は、甲・乙 協議の上、設置することとする。
- ⑨ 本物件の西側に自動販売機が置いてありますが、甲によって管理、維持するものとする。
- ⑩ 振込先 郵便局 記号14560 番号7124321

名義人 川野節子 (かわのせつこ)

以上

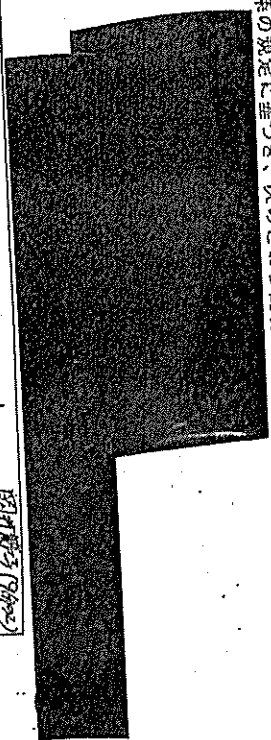
重要事項説明書 (賃貸借)

17年 8月 31日

山村孝 殿

各項建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

商号
主たる営業所所在地
免許番号
従たる営業所
事務所所在地



貸主 名称・氏名 岡井ビル 岡井ビル (0302)、岡井政 (0302) 岡井政 (0302)
住所 奈良市西木江町 200番地02

物件名称	岡井ビル 1F西側	号室	
所在地	奈良市西木江町 200番地02		
構造	鉄骨	階数	3
用途	事務所		
種別	専有	取	有 (無)
電気	共用	暖房	有 (無)
ガス	有 (無)	照明	有 (無)
水道	専有	エレベーター	有 (無)
浴室	専有	ペラソング	有 (無)
下見	有 (無)		
合	有 (無)		
備			

契約期間	平成17年9月1日より平成19年8月31日まで2年間			
項目	金額	清算	税金	備考
保証金・敷金	金250,000円	円		借主
礼金	円			借主
解約引	金80,000円	円		借主
家賃 (月額)	円			借主
共済費 (月額)	円			借主
駐車料 (月額)	金80,000円	円		借主
仲介手数料	金3,000円	円		借主
本通代	円			借主

供託する項	宅地建物取引業法第56条の3及び住居 宅地建物取引業法第56条の4の住居 宅地建物取引業法第56条の5の住居	割合	借主	借主
説明事項	住居・店舗・事務所	負担	有 (無)	借主
用	新築	敷地	所有	借主

2022年度雇用状況報告書 (その1)

会派・議員名 山村 幸穂

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																												
② 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																												
⑥ 按分率の 考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 (18日)</td> <td>69.0時間</td> <td>96.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>5月 (18日)</td> <td>65.5</td> <td>93.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>6月 (21日)</td> <td>85.0</td> <td>115.5</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>7月 (19日)</td> <td>72.0</td> <td>98.5</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>8月 (20日)</td> <td>68.5</td> <td>96.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (19日)</td> <td>68.5</td> <td>92.5</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /</p>	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	4月 (18日)	69.0時間	96.5時間	27.5時間	5月 (18日)	65.5	93.5	28.0	6月 (21日)	85.0	115.5	30.5	7月 (19日)	72.0	98.5	26.5	8月 (20日)	68.5	96.5	28.0	9月 (19日)	68.5	92.5	24.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																										
4月 (18日)	69.0時間	96.5時間	27.5時間																										
5月 (18日)	65.5	93.5	28.0																										
6月 (21日)	85.0	115.5	30.5																										
7月 (19日)	72.0	98.5	26.5																										
8月 (20日)	68.5	96.5	28.0																										
9月 (19日)	68.5	92.5	24.0																										
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	<p>上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。</p> <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2022年度雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 山村 幸穂

① 用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (19日)</td> <td>71.0時間</td> <td>97.5時間</td> <td>26.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (21日)</td> <td>79.0</td> <td>103.0</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>12月 (19日)</td> <td>70.5</td> <td>94.5</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>1月 (19日)</td> <td>66.0</td> <td>89.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>2月 (19日)</td> <td>77.0</td> <td>103.0</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td>3月 (20日)</td> <td>76.0</td> <td>104.0</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	10月 (19日)	71.0時間	97.5時間	26.5時間	11月 (21日)	79.0	103.0	24.0	12月 (19日)	70.5	94.5	24.0	1月 (19日)	66.0	89.5	23.5	2月 (19日)	77.0	103.0	26.0	3月 (20日)	76.0	104.0	28.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
10月 (19日)	71.0時間	97.5時間	26.5時間																											
11月 (21日)	79.0	103.0	24.0																											
12月 (19日)	70.5	94.5	24.0																											
1月 (19日)	66.0	89.5	23.5																											
2月 (19日)	77.0	103.0	26.0																											
3月 (20日)	76.0	104.0	28.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県議会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

(出向者)

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 住所

(出向期間)

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2022.(令和4)年4月1日から2023.(令和5)年3月31日までとする。

(出向先事業所名及び所在地)

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。
事業所名 日本共産党奈良県議会議員団
所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内（議会議 日本共産党議員控室）

(身分)

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

(勤務等)

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

(年次有給休暇)

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

(賞金及び賞与)

第八条 出向者の賞金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県議会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

(社会保険の附保等)

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

(出向期間中の費用)

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなう発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(権利厚生)

第十一条 出向者の権利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

(1) 甲から乙への連絡調整事項

- イ 出向者の履歴に関する事項
- ロ その他乙から求められた事項

(2) 乙から甲への連絡事項

- イ 出向者の乙における業務内容
- ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
- ハ 出向者の勤務状況
- ニ その他甲から求められた事項

(解雇の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を締結するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2022 (令和4) 年 4 月 1 日

所在地 奈良市四條大津 延日政務センター

甲 事業所名 日本共産党奈良県議会議員団

代表者 委員長 細野 谷 良 彦

所在地 奈良市登大路町30 奈良県議会議事堂

乙 事業所名 日本共産党奈良県議会議員団

県議会議員 山村 幸輔

県議会議員 今井 光子

県議会議員 小林 照代

県議会議員 大田 敦



第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(2022年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賃与1		賃与2		合計		
	18	18	18	18	21	19	19	19	19	19	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	20	20	20	20	20	232	
労働日数	69.0	65.5	85.0	72.0	68.5	68.5	71.0	79.0	70.5	66.0	66.0	77.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	76.0	868.0	
労働時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基本給	124,200	117,900	153,000	129,600	123,300	123,300	127,800	142,200	126,900	118,800	138,600	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	136,800	1,562,400		
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
領収印																															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳

年月日	給与額 (議員分担分)	労災保険事業者負担分 (3/1000、10月分~5/1000)
2022. 5. 10	2022年04月分	31050円 93円
2022. 6. 10	2022年05月分	29475円 88円
2022. 7. 05	2022年06月分	38250円 114円
2022. 8. 26	2022年07月分	32400円 97円
2022. 9. 08	2022年08月分	30825円 92円
2022. 11. 09	2022年09月分	30825円 92円
2022. 11. 17	2022年10月分	31950円 159円
2022. 12. 23	2022年11月分	35550円 177円
2023. 1. 19	2022年12月分	31725円 158円
2023. 2. 08	2023年01月分	29700円 148円
2023. 3. 06	2023年02月分	34650円 173円
2023. 4. 04	2023年03月分	34200円 171円
		1562円